

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																
1	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方 (新規)</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>災害対策の実施に当たっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1節 計画の趣旨</p> <p>2 計画の基本的な考え方</p> <p><u>兵庫県</u>の防災減災の基本条例であるひょうご防災減災推進条例(平成29年条例第1号)の趣旨を踏まえ、計画を策定する。</p> <p>(4) 多様な主体の協働により立ち向かう防災の推進</p> <p>災害対策の実施に当たっては、県民、民間団体、事業者、行政機関等、多様な主体がその役割を果たすとともに、相互に密接な連携を図りながら協働して防災・減災の取り組みを推進することとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災減災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災減災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって対策をとらなければならない。</p>	<p>本県の施策展開に伴う修正</p>																																
4-9	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="264 979 1055 1203"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td>1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="264 1214 1055 1422"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保</td> <td>1 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1099 979 1890 1203"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん</td> <td>1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1099 1214 1890 1422"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保</td> <td>1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿農政局 (兵庫支局)	1 農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域(直轄)の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病虫害防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成																																
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援																																

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)</td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)	災害時における医療救護	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)</td> <td>1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災 害 応 急 対 策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>電力供給施設の整備と防災管理</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> <td>被災電力供給施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)	災害時における医療救護	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																												
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																													
独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)	災害時における医療救護																																													
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																												
関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																												
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 4 港湾施設(直轄)の整備と防災管理	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸(港湾区域内)における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1 直轄公共土木施設の復旧 2 被災港湾施設(直轄)の復旧																																												
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策																																													
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ 訓練等)	災害時における医療救護																																													
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧																																												
関西電力株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧																																												
26-40	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第2 内容</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第2 内容</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(2) 兵庫県内に被害を及ぼす可能性のある主要な活断層</p> <p>① 山崎断層帯</p>	時点修正																																												

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																										
	<p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部(南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>ほぼ0% ~0.01%</td> <td>ほぼ0% ~0.02%</td> <td>0.002% ~0.04%</td> <td>3900年程度 4~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部(北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09%~1% やや高い</td> <td>0.2%~2%</td> <td>0.4%~4%</td> <td>約1800~2300年程度 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>6500年程度 4~12世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 28 年 1 月 1 日現在)</p> <p>②中央構造線断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀淡海峡 - 鳴門海峡</td> <td>7.7程度</td> <td>0.005%~1% やや高い</td> <td>0.009%~2%</td> <td>0.02%~4%</td> <td>約4000~6000年 約3100年前~2600年前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 28 年 1 月 1 日現在)</p> <p>③六甲・淡路島断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 六甲断層帯西岸区間</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%~1% やや高い</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~5%</td> <td>900年~2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 淡路島西岸区間</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 28 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.002% ~0.04%	3900年程度 4~6世紀	主部(北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2600年前	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 六甲断層帯西岸区間	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~5%	900年~2800年程度 16世紀	主部 淡路島西岸区間	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃	<p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部(南東部)</td> <td>7.3程度</td> <td>ほぼ0% ~0.01%</td> <td>ほぼ0% ~0.02%</td> <td>0.002% ~0.05%</td> <td>3900年程度 4~6世紀</td> </tr> <tr> <td>主部(北西部)</td> <td>7.7程度</td> <td>0.09%~1% やや高い</td> <td>0.2%~2%</td> <td>0.4%~4%</td> <td>約1800~2300年程度 868年播磨国地震</td> </tr> <tr> <td>草谷断層</td> <td>6.7程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>6500年程度 4~12世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 29 年 1 月 1 日現在)</p> <p>②中央構造線断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀淡海峡 - 鳴門海峡</td> <td>7.0~7.7程度</td> <td>0.005%~1% やや高い</td> <td>0.009%~2%</td> <td>0.02%~4%</td> <td>約4000~6000年 約3100年前~2600年前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 29 年 1 月 1 日現在)</p> <p>③六甲・淡路島断層帯</p> <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">将来の活動時の 地震規模 (M)</th> <th colspan="3">地 震 発 生 確 率</th> <th rowspan="2">平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)</th> </tr> <tr> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>100年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主部 六甲断層帯西岸区間</td> <td>7.9程度</td> <td>ほぼ0%~1% やや高い</td> <td>ほぼ0%~2%</td> <td>ほぼ0%~5%</td> <td>900年~2800年程度 16世紀</td> </tr> <tr> <td>主部 淡路島西岸区間</td> <td>7.1程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震</td> </tr> <tr> <td>先山断層帯</td> <td>6.6程度</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>ほぼ0%</td> <td>5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(評価時点は全て平成 29 年 1 月 1 日現在)</p>	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.002% ~0.05%	3900年程度 4~6世紀	主部(北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震	草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.0~7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2600年前	区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)	30年以内	50年以内	100年以内	主部 六甲断層帯西岸区間	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~5%	900年~2800年程度 16世紀	主部 淡路島西岸区間	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震	先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃	
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)			地 震 発 生 確 率				平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																					
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.002% ~0.04%	3900年程度 4~6世紀																																																																																																																																								
主部(北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震																																																																																																																																								
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀																																																																																																																																								
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																								
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2600年前																																																																																																																																								
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																								
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
主部 六甲断層帯西岸区間	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~5%	900年~2800年程度 16世紀																																																																																																																																								
主部 淡路島西岸区間	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																																																																																																								
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃																																																																																																																																								
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																								
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
主部(南東部)	7.3程度	ほぼ0% ~0.01%	ほぼ0% ~0.02%	0.002% ~0.05%	3900年程度 4~6世紀																																																																																																																																								
主部(北西部)	7.7程度	0.09%~1% やや高い	0.2%~2%	0.4%~4%	約1800~2300年程度 868年播磨国地震																																																																																																																																								
草谷断層	6.7程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6500年程度 4~12世紀																																																																																																																																								
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																								
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
紀淡海峡 - 鳴門海峡	7.0~7.7程度	0.005%~1% やや高い	0.009%~2%	0.02%~4%	約4000~6000年 約3100年前~2600年前																																																																																																																																								
区 間	将来の活動時の 地震規模 (M)	地 震 発 生 確 率			平均活動間隔(上段) 最新活動時期(下段)																																																																																																																																								
		30年以内	50年以内	100年以内																																																																																																																																									
主部 六甲断層帯西岸区間	7.9程度	ほぼ0%~1% やや高い	ほぼ0%~2%	ほぼ0%~5%	900年~2800年程度 16世紀																																																																																																																																								
主部 淡路島西岸区間	7.1程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1800年~2500年程度 1995年兵庫県南部地震																																																																																																																																								
先山断層帯	6.6程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	5000年~10000年程度 11世紀~17世紀初頃																																																																																																																																								

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																		
	<p>3 津波を伴う地震</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震 <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10, 30, 50 年以内の地震発生確率：算定基準日平成 28 年(2016 年)1 月 1 日)</p> <table border="1" data-bbox="280 502 1081 686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8~M9クラス</td> <td rowspan="2">20%程度</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td rowspan="2">90%程度</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td>70.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 日本海側における津波を伴う地震</p> <p>県では、平成 12 年に本県の日本海側に影響を及ぼす可能性がある津波についてシミュレーションを行い、避難対策などの基礎資料としてきた。</p> <p>一方、平成 23 年の東日本大震災では巨大な地震と津波によって極めて甚大な被害が発生した。<u>この災害を教訓に、全国で津波浸水予測の見直しが行われているが、調査が進んで震源断層モデルや津波波源モデルが国において示されている太平洋側と比べて、日本海側はデータが十分に得られていない状況にある。</u></p> <p><u>現在、国において文部科学省が「日本海地震・津波調査プロジェクト」を実施して、平成 25 年から 32 年の 8 ヶ年に渡って、日本海の沖合から沿岸域及び陸域にかけての領域で観測データを取得し(兵庫県沿岸の探査は平成 26~27 年度の予定)、日本海側における津波波源モデルと震源断層モデルの構築を目指しており、これらの調査研究の成果の新たな知見に基づく全国統一的な断層設定がなされるため、今後、津波シミュレーションの実施について新たな知見に基づく検討を行っていく。</u></p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)	南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年	70.0年前	<p>3 津波を伴う地震</p> <p>(1) 地震発生の危険性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震 <p>(参考) 地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 (海溝型地震の今後 10, 30, 50 年以内の地震発生確率：算定基準日平成 29 年(2017 年)1 月 1 日)</p> <table border="1" data-bbox="1113 502 1915 686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領域または地震名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> <th>平均活動間隔(上段)</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> <th>最新活動時期(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南海トラフ</td> <td rowspan="2">M8~M9クラス</td> <td rowspan="2">20%~30%</td> <td rowspan="2">70%程度</td> <td>90%程度 もしくは それ以上</td> <td>次回までの標準的な値 88.2年</td> </tr> <tr> <td>71.0年前</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 日本海側における津波を伴う地震</p> <p>県では、平成 12 年に本県の日本海側に影響を及ぼす可能性がある津波についてシミュレーションを行い、避難対策などの基礎資料としてきた。</p> <p>一方、平成 23 年の東日本大震災では巨大な地震と津波によって極めて甚大な被害が発生した。<u>その後、国土交通省や文部科学省等で実施された日本海側に津波をもたらす断層の検討を踏まえ、改めて津波浸水シミュレーションを行うべく、平成 27 年度から地形・河川データの作成等の準備作業を進めており、平成 29 年度内を目指して津波浸水シミュレーションを実施し、浸水区域及び浸水深を明らかにした浸水想定図を作成する。</u></p>	領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)	10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)	南海トラフ	M8~M9クラス	20%~30%	70%程度	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年	71.0年前	
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模			地震発生確率			平均活動間隔(上段)																														
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)																																
南海トラフ	M8~M9クラス	20%程度	70%程度	90%程度	次回までの標準的な値 88.2年																																
					70.0年前																																
領域または地震名	長期評価で予想した地震規模	地震発生確率			平均活動間隔(上段)																																
		10年以内	30年以内	50年以内	最新活動時期(下段)																																
南海トラフ	M8~M9クラス	20%~30%	70%程度	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年																																
				71.0年前																																	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
54	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第2 内容 3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備</p> <p>① 大型表示システム 大型マルチスクリーンを設置し、<u>気象情報、地図情報、即時被害予測情報、ビデオ映像等</u>を表示する。</p> <p>② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDNで結び、情報交換・共有を行う。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第4節 災害対策拠点の整備・運用 第2 内容 3 災害対策本部室の整備・運用 (3) 主な設備</p> <p>① 大型表示システム 大型マルチスクリーンを設置し、<u>フェニックス防災システム、高所監視カメラ、ヘリテレ映像等</u>を表示する。</p> <p>② フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム） 庁内各部局に設置したフェニックス防災端末を庁内LANでネットワーク化するとともに、本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、国（消防庁等）、ライフライン事業者等に設置したフェニックス防災端末を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、専用回線、ISDN、<u>衛星回線</u>で結び、情報交換・共有を行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
56-57	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひよ</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策を実現するため、常に見直しを図ることとしており、また、ホームページ、Lアラート（災害情報共有システム）、ひよ</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																										
	<p>うご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供もを行っている。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="280 367 1081 726"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</p> <table border="1" data-bbox="376 1181 1052 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>3市町</td> <td>7.3%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	3市町	7.3%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	<p>うご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供もを行っている。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="1113 367 1912 694"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>映像・文字情報システム</td> <td>・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示</td> </tr> <tr> <td>ネットワークシステム</td> <td>・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置</td> </tr> <tr> <td>バックアップセンター</td> <td>・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。</td> </tr> <tr> <td>災害対応支援システム</td> <td>・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況</p> <p>B 移動系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（移動系）は、市町庁舎、市町の車両、市町内の防災関係部署（支所、学校、公民館等）、自主防災組織等の連絡用の無線である。災害時における市町の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係部署等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。なお、衛星携帯電話や簡易無線等で代替している市町もある。</p> <table border="1" data-bbox="1205 1181 1881 1436"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>29市町</td> <td>65.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>25市町</td> <td>61.0%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示	ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置	バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。	災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。			整備数	整備率	同報系	防災行政無線	29市町	65.9%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	25市町	61.0%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	29市町	70.7%	
名 称	主 な 機 能																																																																												
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示 ・大型文字表示盤へ気象警報・注意報等を表示																																																																												
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																																												
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。																																																																												
災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																																												
		整備数	整備率																																																																										
同報系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																																										
	その他同報系	29市町	70.7%																																																																										
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																																										
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																																										
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																																										
	その他移動系	3市町	7.3%																																																																										
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																																										
名 称	主 な 機 能																																																																												
映像・文字情報システム	・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示																																																																												
ネットワークシステム	・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、衛星回線、ISDN回線により、県地方機関、市町・消防本部等と結ぶ。 ・防災専用VPNをネットワーク上に構築 ・本庁防災担当課室・防災関係機関にフェニックス防災端末を配置 ・市町・消防本部等にフェニックス防災端末を設置																																																																												
バックアップセンター	・広域防災センターにバックアップシステムを備え、主サーバーに障害が発生した場合に、重要機能を代替する。																																																																												
災害対応支援システム	・災害対応タイムライン機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。																																																																												
		整備数	整備率																																																																										
同報系	防災行政無線	29市町	65.9%																																																																										
	その他同報系	29市町	70.7%																																																																										
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																																										
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																																										
移動系	防災行政無線	25市町	61.0%																																																																										
	その他移動系	4市町	9.7%																																																																										
	全体(重複除く)	29市町	70.7%																																																																										

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																				
65	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 ○ 常備消防設置状況(平成27年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="286 587 1079 774"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>4,956</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>837</td> </tr> <tr> <td>事 務 委 託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,793</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況(平成27年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="302 877 1064 965"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>43,039人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (1) 一般予防対策 ① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である<u>警戒心</u>の高揚を図ることとする。 (3) 人命危険対象物火災予防 ① 防火及び防災セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	4,956	一部事務組合	5	11市 5町	837	事 務 委 託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,793	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	43,039人	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第1款 出火防止・初期消火体制の整備 第2 内容 1 組織の確立 (1) 常備消防 ○ 常備消防設置状況(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1131 587 1924 774"> <thead> <tr> <th>常備消防の方法</th> <th>消防本部の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単 独</td> <td>19</td> <td>18市 1町</td> <td>5,047</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合</td> <td>5</td> <td>11市 5町</td> <td>852</td> </tr> <tr> <td>事 務 委 託</td> <td>—</td> <td>6町</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24</td> <td>29市12町</td> <td>5,899</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常備消防 ○ 消防団設置状況(平成28年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1146 877 1908 965"> <thead> <tr> <th>消防団の数</th> <th>市町の数</th> <th>消防団員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>62</td> <td>29市12町</td> <td>42,711人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 火災予防対策 (1) 一般予防対策 ① 市町は、予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である<u>防火意識</u>の高揚を図ることとする。 (3) 人命危険対象物火災予防 ① 防火及び防災セイフティマークの表示指導 市町は、法令で義務化された一定規模以上の劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を</p>	常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数	単 独	19	18市 1町	5,047	一部事務組合	5	11市 5町	852	事 務 委 託	—	6町	—	計	24	29市12町	5,899	消防団の数	市町の数	消防団員数	62	29市12町	42,711人	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	19	18市 1町	4,956																																																				
一部事務組合	5	11市 5町	837																																																				
事 務 委 託	—	6町	—																																																				
計	24	29市12町	5,793																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	43,039人																																																					
常備消防の方法	消防本部の数	市町の数	消防職員数																																																				
単 独	19	18市 1町	5,047																																																				
一部事務組合	5	11市 5町	852																																																				
事 務 委 託	—	6町	—																																																				
計	24	29市12町	5,899																																																				
消防団の数	市町の数	消防団員数																																																					
62	29市12町	42,711人																																																					

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																
	<p>点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進 市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、<u>防火安全上の消防法令違反に対して</u>是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。</p>	<p>遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、<u>点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立することとする。</u></p> <p>② 消防法令違反に対する是正指導の推進 市町は、不特定多数の人が出入りする劇場、映画館、集会場、百貨店、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、<u>防火安全上の消防法令違反に対し</u>、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図ることとする。</p>																																																	
67-68	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 第2 内容 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準（平成24年度「消防施設等整備計画実態調査」）</p> <table border="1" data-bbox="338 1026 1028 1315"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>179</td> <td>168</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（常備）</td> <td>263</td> <td>243</td> <td>92.4</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（消防団）</td> <td>562</td> <td>555</td> <td>98.8</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ（消防団）</td> <td>2,051</td> <td>1,987</td> <td>96.9</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>57,319</td> <td>48,067</td> <td>83.9</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	179	168	93.9	ポンプ自動車（常備）	263	243	92.4	ポンプ自動車（消防団）	562	555	98.8	動力消防ポンプ（消防団）	2,051	1,987	96.9	消防水利	57,319	48,067	83.9	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第7節 火災予防対策の推進 第2款 消防施設・設備の整備 第2 内容 3 消防施設の整備 (1) 現況 ① 整備水準（平成27年度「消防施設等整備計画実態調査」）</p> <table border="1" data-bbox="1167 1026 1856 1315"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>基 準</th> <th>現 有</th> <th>充足率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防署所数</td> <td>181</td> <td>170</td> <td>93.9</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（常備）</td> <td>263</td> <td>237</td> <td>90.1</td> </tr> <tr> <td>ポンプ自動車（消防団）</td> <td>534</td> <td>527</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>動力消防ポンプ（消防団）</td> <td>2,044</td> <td>1,942</td> <td>95.0</td> </tr> <tr> <td>消防水利</td> <td>55,497</td> <td>47,804</td> <td>86.1</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	基 準	現 有	充足率(%)	消防署所数	181	170	93.9	ポンプ自動車（常備）	263	237	90.1	ポンプ自動車（消防団）	534	527	98.7	動力消防ポンプ（消防団）	2,044	1,942	95.0	消防水利	55,497	47,804	86.1	所管課からの意見に基づく修正
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																
消防署所数	179	168	93.9																																																
ポンプ自動車（常備）	263	243	92.4																																																
ポンプ自動車（消防団）	562	555	98.8																																																
動力消防ポンプ（消防団）	2,051	1,987	96.9																																																
消防水利	57,319	48,067	83.9																																																
項 目	基 準	現 有	充足率(%)																																																
消防署所数	181	170	93.9																																																
ポンプ自動車（常備）	263	237	90.1																																																
ポンプ自動車（消防団）	534	527	98.7																																																
動力消防ポンプ（消防団）	2,044	1,942	95.0																																																
消防水利	55,497	47,804	86.1																																																

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																																																												
	<p>② 消防職員・団員の数等（平成 26 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;"><u>113</u></td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;"><u>1,255</u></td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;"><u>5,793</u></td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;"><u>43,647</u></td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成 26 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">514</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;">219</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;"><u>1,509</u></td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">401</td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 消火水利の概要（平成 26 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>111,423</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>17,757</u></td> <td>100m³以上</td> <td style="text-align: center;"><u>974</u></td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>1,204</u></td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>13,186</u></td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>2,393</u></td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>552</u></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>1,035</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>879</u></td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	<u>113</u>	分 団 数	<u>1,255</u>	消防職員数	<u>5,793</u>	消防団員数	<u>43,647</u>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20	水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—	はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—	化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—	小型動力ポンプ付積載車	26	<u>1,509</u>	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	<u>111,423</u>			防火水槽	<u>17,757</u>	100m ³ 以上	<u>974</u>	60～100 m ³	<u>1,204</u>	40～ 60 m ³	<u>13,186</u>	20～ 40 m ³	<u>2,393</u>	井 戸	<u>552</u>			プール	<u>1,035</u>			その他	<u>879</u>			<p>② 消防職員・団員の数等（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署数</td> <td style="text-align: center;">56</td> <td>消防団数</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>出張所数</td> <td style="text-align: center;"><u>114</u></td> <td>分 団 数</td> <td style="text-align: center;"><u>1,223</u></td> </tr> <tr> <td>消防職員数</td> <td style="text-align: center;"><u>5,899</u></td> <td>消防団員数</td> <td style="text-align: center;"><u>42,711</u></td> </tr> </table> <p>③ 消防ポンプ自動車等の保有数（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> <th>種 別</th> <th>消防本部</th> <th>消防団</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">165</td> <td style="text-align: center;">493</td> <td>手引動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td>水槽付消防ポンプ自動車</td> <td style="text-align: center;">97</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td>大型高所放水車</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">52</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>泡原液搬送車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>屈折はしご付消防自動車</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救急自動車</td> <td style="text-align: center;">224</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>救助工作車</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;"><u>1,518</u></td> <td>消防艇</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td style="text-align: center;">112</td> <td style="text-align: center;">334</td> <td>ヘリコプター</td> <td style="text-align: center;">3(※)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 消火水利の概要（平成 28 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>消火栓</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>113,659</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防火水槽</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>18,034</u></td> <td>100m³以上</td> <td style="text-align: center;"><u>999</u></td> </tr> <tr> <td>60～100 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>1,222</u></td> </tr> <tr> <td>40～ 60 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>13,439</u></td> </tr> <tr> <td>20～ 40 m³</td> <td style="text-align: center;"><u>2,374</u></td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>519</u></td> </tr> <tr> <td>プール</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>1,032</u></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>949</u></td> </tr> </table>	消防署数	56	消防団数	62	出張所数	<u>114</u>	分 団 数	<u>1,223</u>	消防職員数	<u>5,899</u>	消防団員数	<u>42,711</u>	種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団	普通消防ポンプ自動車	165	493	手引動力ポンプ	4	40	水槽付消防ポンプ自動車	97	33	大型高所放水車	3	—	はしご付消防自動車	52	—	泡原液搬送車	4	—	屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	224	—	化学消防自動車	45	—	救助工作車	51	—	小型動力ポンプ付積載車	17	<u>1,518</u>	消防艇	3	—	小型動力ポンプ	112	334	ヘリコプター	3(※)	—	消火栓	<u>113,659</u>			防火水槽	<u>18,034</u>	100m ³ 以上	<u>999</u>	60～100 m ³	<u>1,222</u>	40～ 60 m ³	<u>13,439</u>	20～ 40 m ³	<u>2,374</u>	井 戸	<u>519</u>			プール	<u>1,032</u>			その他	<u>949</u>			
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																												
出張所数	<u>113</u>	分 団 数	<u>1,255</u>																																																																																																																																																																												
消防職員数	<u>5,793</u>	消防団員数	<u>43,647</u>																																																																																																																																																																												
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																										
普通消防ポンプ自動車	164	514	手引動力ポンプ	—	20																																																																																																																																																																										
水槽付消防ポンプ自動車	97	19	大型高所放水車	4	—																																																																																																																																																																										
はしご付消防自動車	53	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																										
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	219	—																																																																																																																																																																										
化学消防自動車	48	—	救助工作車	50	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ付積載車	26	<u>1,509</u>	消防艇	3	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ	97	401	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																										
消火栓	<u>111,423</u>																																																																																																																																																																														
防火水槽	<u>17,757</u>	100m ³ 以上	<u>974</u>																																																																																																																																																																												
		60～100 m ³	<u>1,204</u>																																																																																																																																																																												
		40～ 60 m ³	<u>13,186</u>																																																																																																																																																																												
		20～ 40 m ³	<u>2,393</u>																																																																																																																																																																												
井 戸	<u>552</u>																																																																																																																																																																														
プール	<u>1,035</u>																																																																																																																																																																														
その他	<u>879</u>																																																																																																																																																																														
消防署数	56	消防団数	62																																																																																																																																																																												
出張所数	<u>114</u>	分 団 数	<u>1,223</u>																																																																																																																																																																												
消防職員数	<u>5,899</u>	消防団員数	<u>42,711</u>																																																																																																																																																																												
種 別	消防本部	消防団	種 別	消防本部	消防団																																																																																																																																																																										
普通消防ポンプ自動車	165	493	手引動力ポンプ	4	40																																																																																																																																																																										
水槽付消防ポンプ自動車	97	33	大型高所放水車	3	—																																																																																																																																																																										
はしご付消防自動車	52	—	泡原液搬送車	4	—																																																																																																																																																																										
屈折はしご付消防自動車	4	—	救急自動車	224	—																																																																																																																																																																										
化学消防自動車	45	—	救助工作車	51	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ付積載車	17	<u>1,518</u>	消防艇	3	—																																																																																																																																																																										
小型動力ポンプ	112	334	ヘリコプター	3(※)	—																																																																																																																																																																										
消火栓	<u>113,659</u>																																																																																																																																																																														
防火水槽	<u>18,034</u>	100m ³ 以上	<u>999</u>																																																																																																																																																																												
		60～100 m ³	<u>1,222</u>																																																																																																																																																																												
		40～ 60 m ³	<u>13,439</u>																																																																																																																																																																												
		20～ 40 m ³	<u>2,374</u>																																																																																																																																																																												
井 戸	<u>519</u>																																																																																																																																																																														
プール	<u>1,032</u>																																																																																																																																																																														
その他	<u>949</u>																																																																																																																																																																														

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
76	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第9節 災害救急医療システムの整備 第2 内容 1 災害救急医療情報システムの整備 (2) 災害医療情報ネットワークの形成 県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、IP電話(インターネットの通信手段を利用した電話)回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを整備するとともに、災害救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。<u>また、災害医療情報ネットワークの冗長化にも努めることとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>
83-85	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 (新規) (新規) 1 避難所の定義 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第2 内容 1 <u>避難対策の充実</u> 市町は、避難に関する体制整備にあたっては、地震災害及び地震の発生に伴い発生した津波被害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めることとする。 2 <u>災害時における避難(→第3編第3章第4節「避難対策の実施」の項を参照)</u> 3 避難所の定義 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><u>2 避難所等の指定</u></p> <p>市町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図ることとする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。</p> <p>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） 	<p><u>4 避難所等の指定</u></p> <p>市町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定することとする。また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図ることとする。</p> <p><u>県、市町は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努めることとする。</u></p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p><u>① 指定基準</u></p> <p>指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を津波等の災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。</p> <p>指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件） ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件） ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件） 	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(2) 指定避難所</p> <p>④ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹底を図ることとする。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。 ・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努めることとする。 	<p>② 広域一次避難への配慮</p> <p><u>市町は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</u></p> <p>③ 留意事項</p> <p><u>市町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、津波災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めることとする。</u></p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>④ 留意事項</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努めることとする。 ・市町は、あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。 ・市町は、<u>指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めることとする。</u> 	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><u>3</u> 市町の避難所管理運営体制の整備 (略)</p> <p><u>4</u> 施設、設備の整備 (略)</p> <p><u>5</u> 避難所運営組織の育成 (略)</p> <p><u>6</u> 避難所開設・運営訓練 (略)</p> <p><u>7</u> 避難所管理運営マニュアルの作成 (略)</p> <p><u>8</u> 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 (略)</p> <p><u>9</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	<p><u>5</u> 市町の避難所管理運営体制の整備 (略)</p> <p><u>6</u> 施設、設備の整備 (略)</p> <p><u>7</u> 避難所運営組織の育成 (略)</p> <p><u>8</u> 避難所開設・運営訓練 (略)</p> <p><u>9</u> 避難所管理運営マニュアルの作成 (略)</p> <p><u>10</u> 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成 (略)</p> <p><u>11</u> 市町地域防災計画で定めるべき事項 (略)</p>	
90	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>④ 方法</p> <p><u>エ 近畿経済産業局は、生活必需品、復興資機材の調達に関する情報収集及び伝達を行うこととする。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>④ 方法 (削除)</p>	関係機関からの意見に基づく修正
99	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第2 内容</p>	防災基本計画の修正等に基づく修正

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとする。</p> <p>なお、災害対策基本法による義務づけ前から「災害時要援護者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに</p>	<p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(2) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 市町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておくこととする。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとする<u>とともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>なお、災害対策基本法による義務づけ前から「災害時要援護者名簿」等の名称で何らかの名簿を作成している市町については、当該名簿の内容が法に定める「避難行動要支援者名簿」の内容を包含もしくは実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はない。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の共有 市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた機関・団体等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、<u>又は災害対策基本法に規定する特別の定めを設ける条例の制定等法制上の措置その他の必要な措置を講じることにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図ることとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じることとする。</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備 市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>支援者を定めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p>	<p>支援者を定めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p><u>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</u></p> <p>(5) 訓練・研修の実施 市町は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努めることとする。</p> <p><u>自主防災組織等は、上記(4)で策定した計画に基づく防災訓練等に取り組むこととする。</u></p>	
102	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究 	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、<u>災害ボランティアの支援</u> 	
107	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県農政環境部農林水産局、県県土整備部土木局、市町</u>〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第19節 中山間地等における地震対策</p> <p>〔実施機関：県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、<u>県県土整備部土木局、市町</u>〕</p>	所管課からの意見に基づく修正
113	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第2 内容 6 一般県民に対する防災実践活動の促進</p> <p>県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。<u>また、防災士会等とも連携し、自主防災組織の活性化に取り組む組織からの依頼に応じて、ワークショップや避難訓練の企画・運営に関する助言・指導を行う。</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 第2 内容 6 一般県民に対する防災実践活動の促進</p> <p>県は、ひょうご安全の日推進県民会議と連携し、地域や家庭における実践活動を促進するため、県民グループ等（自主防災組織、自治会、婦人会、学校等）からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員を派遣し、講義等を実施することとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>7 ひょうご防災リーダー講座の開設</p> <p>③ 開催場所 県広域防災センター（三木総合防災公園内）</p>	<p>7 ひょうご防災リーダー講座の開設</p> <p>③ 開催場所 県広域防災センター（三木総合防災公園内）等</p>	
129	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>4 都市の再開発の推進</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第2 内容</p> <p>4 都市の再整備の推進</p>	所管課からの意見に基づく修正
132 -135	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① 簡易耐震診断推進事業</p> <p>昭和56年5月以前に着工した住宅のうち、平成12年度から14年度にかけて実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。</p> <p>[事業主体] 市町</p> <p>[負担割合] 申請者負担1割</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(7) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第2 内容</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① 簡易耐震診断推進事業</p> <p>昭和56年5月以前に着工した住宅のうち、平成12年度から14年度にかけて実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。</p> <p>[事業主体] 市町</p> <p>[負担割合] 申請者負担1割</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(7) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対 象 者] 県内に対象住宅を所有する者</p> <p>[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の 3 分の 2 以内 (補助限度額：戸建住宅=20 万円、共同住宅：12 万円/戸)</p> <p>(4) 耐震改修工事費補助</p> <p>住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下）</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する費用</p> <p>[補助金額] ① 戸建住宅 定額 100 万円（工事費に応じ低減あり） ② 共同住宅 補助対象となる費用の 2 分の 1 以内</p>	<p>伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[事業主体] 市町</p> <p>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対 象 者] 県内に対象住宅を所有する者</p> <p>[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の 3 分の 2 以内 (補助限度額：戸建住宅=20 万円、共同住宅：12 万円/戸)</p> <p>(4) 耐震改修工事費補助</p> <p>住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の県民に対して、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[事業主体] 市町</p> <p>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下）</p> <p>[補助対象] 安全性を確保するための、耐震改修工事（付帯工事を含む）に要する費用</p> <p>[補助金額] ① 戸建住宅 定額 100 万円（工事費に応じ低減あり） ② 共同住宅</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p style="text-align: center;">(補助限度額：40万円/戸)</p> <p>イ 部分型耐震化補助 部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する県民に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>(7) 簡易耐震改修工事費補助 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下） [補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上（木造）又は1s0.3以上（木造以外）となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（附帯工事を含む）に要する経費 [補助金額] 50万円（定額）</p> <p>(4) 屋根軽量化工事費補助 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、</p>	<p style="text-align: center;">補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：40万円/戸)</p> <p>イ 部分型耐震化補助 部分的な耐震改修工事により、安価で簡易な耐震化を実施する県民に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>(7) 簡易耐震改修工事費補助 <u>[事業主体]</u> 市町 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下） [補助対象] 耐震改修の結果、上部構造評点が0.7以上（木造）又は1s0.3以上（木造以外）となる耐震改修工事に必要となる耐震診断、耐震改修計画の策定及び耐震改修工事（附帯工事を含む）に要する経費 [補助金額] 50万円（定額）</p> <p>(4) 屋根軽量化工事費補助 <u>[事業主体]</u> 市町 [対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>給与収入が 14,421,053 円以下</p> <p>[補助対象] 屋根を軽量化する工事に要する費用</p> <p>[補助金額] 50 万円 (定額)</p> <p>ウ 住宅建替補助</p> <p>所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする県民に対し、建替工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下)</p> <p>[補助対象] 建替え及び除却に要する費用</p>	<p>所有する者 (給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下)</p> <p>[補助対象] 屋根を軽量化する工事に要する費用</p> <p>[補助金額] 50 万円 (定額)</p> <p><u>(ウ) シェルター型工事費補助</u></p> <p><u>[事業主体]</u> 市町</p> <p><u>[対象住宅]</u> 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p><u>[対 象 者]</u> 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下)</p> <p><u>[補助対象]</u> 家屋が倒壊しても一定の空間を確保できる装置の設置に要する経費</p> <p><u>[補助金額]</u> 50 万円 (定額)</p> <p>ウ 住宅建替補助</p> <p>所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようとする県民に対し、建替工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p><u>[事業主体]</u> 市町</p> <p><u>[対象住宅]</u> 昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p><u>[対 象 者]</u> 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (給与収入のみの場合は、給与収入が 14,421,053 円以下)</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>[補助金額] 100万円(定額)</p> <p>エ 意識啓発補助 耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[実施主体] 市町</p> <p>[補助対象] 出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、ポスティングなど市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する経費</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の4分の1以内(補助対象限度額:100万円/市町)</p> <p>③ 防災ベッド等設置助成事業 大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し、設置に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下)</p> <p>[補助対象] 防災ベッド等の設置に要する費用</p> <p>[補助金額] 10万円(定額)</p> <p>④ 大規模多数利用建築物等の耐震化(用途毎に規模要件有) ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業</p>	<p>[補助対象] 建替え及び除却に要する費用</p> <p>[補助金額] 100万円(定額)</p> <p>エ 意識啓発補助 耐震化への意識啓発活動を充実させるため、市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[実施主体] 市町</p> <p>[補助対象] 出前講座、相談会、現地見学会の開催、耐震化イベント、ポスティングなど市町が行う草の根的な意識啓発活動に要する経費</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の4分の1以内(補助対象限度額:100万円/市町)</p> <p>③ 防災ベッド等設置助成事業 大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する県民に対し、設置に要する費用の一部を補助する。</p> <p>[事業主体] 市町</p> <p>[対象住宅] 昭和56年5月以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者(給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円以下)</p> <p>[補助対象] 防災ベッド等の設置に要する費用</p> <p>[補助金額] 10万円(定額)</p> <p>④ 大規模多数利用建築物等の耐震化(用途毎に規模要件有) ア 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計</td> <td>国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3</td> <td>物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円</td> </tr> <tr> <td>法で耐震診断の義務付け対象となったもの</td> <td>国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%</td> <td>物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 中規模避難施設耐震化助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの</td> <td>補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 3,800千円</td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>幼稚園・保育所 1,030千円 小・中学校 2,000千円 福祉施設、病院等 2,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 6,170千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>" 151,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>" 61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計	国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円	法で耐震診断の義務付け対象となったもの	国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円	対象	負担割合	補助対象限度額	中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 3,800千円	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,030千円 小・中学校 2,000千円 福祉施設、病院等 2,000千円	対象	負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 6,170千円/棟	耐震改修	" 151,000千円/棟	建物除却	" 61,800千円/棟	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計</td> <td>国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3</td> <td>物販店、旅館等 12,350千円 小・中学校 9,260千円 幼稚園・保育所 5,940千円</td> </tr> <tr> <td>法で耐震診断の義務付け対象となったもの</td> <td>国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%</td> <td>物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ (略)</p> <p>ウ 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>福祉施設、病院等 5,140千円 小・中学校 4,370千円 幼稚園・保育所 2,700千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 中規模避難施設耐震化助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの</td> <td>補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 5,140千円</td> </tr> <tr> <td>改修工事</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 小規模多数利用建築物耐震診断助成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3</td> <td>福祉施設、病院等 3,600千円 小・中学校 3,600千円 幼稚園・保育所 1,800千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤～⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>負担割合</th> <th>補助対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの</td> <td>耐震診断補強設計</td> <td>国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 7,710千円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修</td> <td>" 151,000千円/棟</td> </tr> <tr> <td>建物除却</td> <td>" 61,800千円/棟</td> </tr> </tbody> </table>	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計	国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店、旅館等 12,350千円 小・中学校 9,260千円 幼稚園・保育所 5,940千円	法で耐震診断の義務付け対象となったもの	国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	福祉施設、病院等 5,140千円 小・中学校 4,370千円 幼稚園・保育所 2,700千円	対象	負担割合	補助対象限度額	中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 5,140千円	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円	対象	負担割合	補助対象限度額	昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	福祉施設、病院等 3,600千円 小・中学校 3,600千円 幼稚園・保育所 1,800千円	対象	負担割合	補助対象限度額	緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 7,710千円/棟	耐震改修	" 151,000千円/棟	建物除却	" 61,800千円/棟	
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計	国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店、旅館等 10,810千円 小・中学校 7,720千円 幼稚園・保育所 5,400千円																																																																															
法で耐震診断の義務付け対象となったもの	国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,550千円 小・中学校 2,830千円 福祉施設、病院等 3,600千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 3,800千円																																																																															
	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	幼稚園・保育所 1,030千円 小・中学校 2,000千円 福祉施設、病院等 2,000千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 6,170千円/棟																																																																															
	耐震改修	" 151,000千円/棟																																																																															
	建物除却	" 61,800千円/棟																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、補強設計	国4/9、県1/9、市町1/9、事業者1/3	物販店、旅館等 12,350千円 小・中学校 9,260千円 幼稚園・保育所 5,940千円																																																																															
法で耐震診断の義務付け対象となったもの	国33.3%、県5.75%、市町5.75%、事業者55.2%	物販店、旅館等 377,000千円 小・中学校 226,000千円 幼稚園・保育所 113,000千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指示対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	福祉施設、病院等 5,140千円 小・中学校 4,370千円 幼稚園・保育所 2,700千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
中規模多数利用建築物のうち、広域的な避難所として県又は市町と協定を締結したものの	補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 5,140千円																																																																															
	改修工事	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 100,600千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
昭和56年5月以前着工の多数利用建築物のうち、法で指導・助成対象であるもの	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3	福祉施設、病院等 3,600千円 小・中学校 3,600千円 幼稚園・保育所 1,800千円																																																																															
対象	負担割合	補助対象限度額																																																																															
緊急輸送道路に面する昭和56年5月以前着工の建築物のうち、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの	耐震診断補強設計	国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 7,710千円/棟																																																																															
	耐震改修	" 151,000千円/棟																																																																															
	建物除却	" 61,800千円/棟																																																																															

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由												
142	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 宅地造成等の規制 第2 内容 2 危険宅地のパトロールと措置 (2) 県、市町は、必要に応じ、<u>県警察本部・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</u> (新規)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 宅地造成等の規制 第2 内容 2 宅地防災パトロールと措置 (2) 県、市町は、<u>造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、危険な宅地については関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行うこととする。</u> (3) <u>県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公開し、宅地防災パトロールの点検箇所を選定に活用するとともに、マップの周知により県民の防災意識の向上を図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>												
145	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備 第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="295 1145 1088 1203"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24～</td> <td>地盤・高潮対策事業</td> <td>10河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 ① 県（県土整備部）所管事業分</p>	年度	事業名	事業内容	24～	地盤・高潮対策事業	10河川	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備 第2 内容 1 河川施設の整備 (1) 事業計画 県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="1131 1145 1928 1203"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19～</td> <td>地盤・高潮対策事業</td> <td>7河川</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 海岸施設の整備 (1) 事業計画 ① 県（県土整備部）所管事業分</p>	年度	事業名	事業内容	19～	地盤・高潮対策事業	7河川	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
年度	事業名	事業内容													
24～	地盤・高潮対策事業	10河川													
年度	事業名	事業内容													
19～	地盤・高潮対策事業	7河川													

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計8海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計8海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28～32</td> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計9海岸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸		海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計9海岸		津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸	
年度	事業名	事業内容																									
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸																									
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計8海岸																									
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸																									
年度	事業名	事業内容																									
28～32	高潮対策事業	福良港海岸（胸壁・護岸（改良）、陸側等自動閉鎖化、湾口防波堤他）、 尼崎西宮芦屋港海岸（排水施設（改良）他）他 計4海岸																									
	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸（護岸補強）、 尼崎西宮芦屋港海岸（護岸補強）他 計9海岸																									
	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸（陸側等遠隔操作化 他）、 洲本港海岸（護岸（改良））他 計3海岸																									
147	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備 第2 内容 1 (略) 2 緊急輸送道路等の整備 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 落橋防止 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災・安全対策工</td> <td>当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）	事業名	事業内容	防災・安全対策工	当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第1款 道路施設の整備 第2 内容 1 (略) 2 緊急輸送道路等の整備 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）</td> </tr> <tr> <td>一般国道2号 （大阪湾岸道路西伸部）</td> <td>区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 落橋防止 (4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災・安全対策工</td> <td>耐震補強工事等の順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）	一般国道2号 （大阪湾岸道路西伸部）	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km	事業名	事業内容	防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施	関係機関からの意見に基づく修正						
事業名	事業内容																										
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）																										
事業名	事業内容																										
防災・安全対策工	当面必要とされる落橋防止対策、耐震補強工事について、平成23年度をもって完了																										
事業名	事業内容																										
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～（神戸市長田区蓮池町） 総延長：2.2km （うち1.8kmは平成22年12月18日開通）																										
一般国道2号 （大阪湾岸道路西伸部）	区 間：神戸市東灘区向洋町東～神戸市長田区西尻池町 総延長：14.5km																										
事業名	事業内容																										
防災・安全対策工	耐震補強工事等の順次実施																										
150	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第2款 港湾施設の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第2款 港湾施設の整備</p>	所管課からの意見に基づく修正																								

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																							
	<p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県（県土整備部）所管事業分</p> <table border="1" data-bbox="280 406 1075 486"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>赤穂港 千島地区道路 L= 240m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="280 526 1075 1013"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース</td> </tr> <tr> <td>東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m</td> </tr> <tr> <td>赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m</td> </tr> <tr> <td>福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	赤穂港 千島地区道路 L= 240m	事業名	事業内容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)	姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース	東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)	津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)	津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース	家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m	福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m	<p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県（県土整備部）所管事業分整備済施設</p> <table border="1" data-bbox="1120 406 1915 917"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース</td> </tr> <tr> <td>東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)</td> </tr> <tr> <td>津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m</td> </tr> <tr> <td>赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース</td> </tr> <tr> <td>家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m</td> </tr> <tr> <td>福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m</td> </tr> <tr> <td>尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m</td> </tr> <tr> <td>赤穂港 千島地区道路 L= 240m</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)	姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース	尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース	東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)	津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)	津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース	家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m	福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m	赤穂港 千島地区道路 L= 240m	
事業名	事業内容																																									
港湾改修事業	赤穂港 千島地区道路 L= 240m																																									
事業名	事業内容																																									
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)																																									
	姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m																																									
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース																																									
	東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)																																									
	津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)																																									
	津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m																																									
	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース																																									
	家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m																																									
	福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m																																									
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m																																									
事業名	事業内容																																									
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良)																																									
	姫路港 須加地区 岸壁(-10m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 鳴尾地区 岸壁(-10m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 西宮地区 岸壁(-5.5m) 2バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 物揚場(-4.0m) L=410m																																									
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区 岸壁(-12m) 1バース																																									
	尼崎西宮芦屋港 芦屋地区 護岸 1バース																																									
	東播磨港 二見地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)																																									
	津名港 志筑地区 岸壁(-7.5m) 橋梁(改良)																																									
	津居山港 津居山地区 物揚場(-4.0m) L=65m																																									
	赤穂港 千島地区 岸壁(-5.5m) 1バース																																									
	家島港 家島地区 物揚場(-3.5m) L=60m																																									
	福良港 福良地区 浮桟橋(-3.5m) L=60m																																									
	尼崎西宮芦屋港 尼崎地区道路 L=1,000m																																									
赤穂港 千島地区道路 L= 240m																																										
152	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県（農政環境部）所管事業分</p> <p>漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																																							

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">28</td> <td>水産流通基盤整備事業 (1地区)</td> <td rowspan="5">外かく施設、係留施設、輸送施設</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業 (2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業 (1地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業 (4地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業 (4地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	28	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設	水産生産基盤整備事業 (2地区)	漁港施設機能強化事業 (1地区)	漁港機能保全事業 (4地区)	漁港施設機能強化事業 (4地区)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">29</td> <td>水産流通基盤整備事業 (1地区)</td> <td rowspan="5">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>水産生産基盤整備事業 (2地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業 (6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業 (7地区)</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業名	事業内容	29	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	水産生産基盤整備事業 (2地区)	漁港機能保全事業 (6地区)	漁港施設機能強化事業 (7地区)																																																																																						
年度	事業名	事業内容																																																																																																									
28	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、係留施設、輸送施設																																																																																																									
	水産生産基盤整備事業 (2地区)																																																																																																										
	漁港施設機能強化事業 (1地区)																																																																																																										
	漁港機能保全事業 (4地区)																																																																																																										
	漁港施設機能強化事業 (4地区)																																																																																																										
年度	事業名	事業内容																																																																																																									
29	水産流通基盤整備事業 (1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																																																																																																									
	水産生産基盤整備事業 (2地区)																																																																																																										
	漁港機能保全事業 (6地区)																																																																																																										
	漁港施設機能強化事業 (7地区)																																																																																																										
	154 -155		<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第5款 空港・ヘリポート対策の実施 第2 内容 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>27</td> <td>25</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>21</td> <td>26</td> <td>263</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三木総合防災公園</td> <td>三木市志染町御坂</td> <td>三木防災ヘリポート</td> <td>非公共</td> </tr> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光都</td> <td>播磨ヘリポート跡地</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井</td> <td>但馬空港</td> <td>空港</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田</td> <td>淡路ふれあい公園芝生広場</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市柏原町柏原</td> <td>丹波の森公園多目的グラウンド</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園浜</td> <td>阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	14	25	20	27	25	38	40	21	26	263	拠点名	所在地	名 称	種 別	三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第6節 交通関係施設の整備 第5款 空港・ヘリポート対策の実施 第2 内容 3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定 ○ ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>神 戸</th> <th>阪神南</th> <th>阪神北</th> <th>東播磨</th> <th>北播磨</th> <th>中播磨</th> <th>西播磨</th> <th>但 馬</th> <th>丹 波</th> <th>淡 路</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>27</td> <td>15</td> <td>24</td> <td>19</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>264</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 広域防災拠点におけるヘリポート等の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>所在地</th> <th>名 称</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三木総合防災公園</td> <td>三木市志染町御坂</td> <td>三木防災ヘリポート</td> <td>非公共</td> </tr> <tr> <td>西播磨広域防災拠点</td> <td>赤穂郡上郡町光都</td> <td>播磨ヘリポート跡地</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>但馬広域防災拠点</td> <td>豊岡市岩井</td> <td>コウノトリ但馬空港</td> <td>空港</td> </tr> <tr> <td>淡路広域防災拠点</td> <td>南あわじ市広田広田</td> <td>淡路ふれあい公園芝生広場</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>丹波広域防災拠点</td> <td>丹波市柏原町柏原</td> <td>丹波の森公園多目的グラウンド</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> <tr> <td>阪神南広域防災拠点</td> <td>西宮市甲子園浜</td> <td>阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート</td> <td>臨時離着陸場</td> </tr> </tbody> </table>	地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264	拠点名	所在地	名 称	種 別	三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共	西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場	但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	コウノトリ但馬空港	空港	淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場	丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場	阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																																																																																
箇所数	27	14	25	20	27	25	38	40	21	26	263																																																																																																
拠点名	所在地	名 称	種 別																																																																																																								
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共																																																																																																								
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場																																																																																																								
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	但馬空港	空港																																																																																																								
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場																																																																																																								
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場																																																																																																								
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場																																																																																																								
地 域	神 戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路	計																																																																																																
箇所数	27	15	24	19	27	27	37	40	22	26	264																																																																																																
拠点名	所在地	名 称	種 別																																																																																																								
三木総合防災公園	三木市志染町御坂	三木防災ヘリポート	非公共																																																																																																								
西播磨広域防災拠点	赤穂郡上郡町光都	播磨ヘリポート跡地	臨時離着陸場																																																																																																								
但馬広域防災拠点	豊岡市岩井	コウノトリ但馬空港	空港																																																																																																								
淡路広域防災拠点	南あわじ市広田広田	淡路ふれあい公園芝生広場	臨時離着陸場																																																																																																								
丹波広域防災拠点	丹波市柏原町柏原	丹波の森公園多目的グラウンド	臨時離着陸場																																																																																																								
阪神南広域防災拠点	西宮市甲子園浜	阪神南広域防災拠点臨時ヘリポート	臨時離着陸場																																																																																																								
163	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 第2 内容 2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 第2 内容 2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p>	関係機関からの意見に基づく修正																																																																																																								

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																								
	<p>(2) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成 27 年 4 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LP ガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LP ガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	7	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2	<p>(2) 防災システムの強化</p> <p>○ 地域防災事業所組織図 (平成 29 年 4 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ブロック</th> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="3">防災事業所の種別・数</th> </tr> <tr> <th>充填所</th> <th>LP ガススタンド</th> <th>容器検査所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北摂</td> <td>伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>阪神</td> <td>尼崎市・西宮市・伊丹市の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>神戸</td> <td>神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>摂丹</td> <td>丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>明石</td> <td>明石市・神戸市垂水区・神戸市西区</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東播</td> <td>小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>加印</td> <td>加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>姫路</td> <td>姫路市・神崎郡</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播東</td> <td>たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>西播西</td> <td>相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>但馬</td> <td>豊岡市・養父市・朝来市・美方郡</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>淡路</td> <td>淡路全域</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			充填所	LP ガススタンド	容器検査所	北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0	阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1	神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0	摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0	明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1	東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3	姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1	西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1	西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1	但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0	淡路	淡路全域	8	6	2	
ブロック	地 域			防災事業所の種別・数																																																																																																																																							
		充填所	LP ガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	7	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	5	3	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数																																																																																																																																									
		充填所	LP ガススタンド	容器検査所																																																																																																																																							
北摂	伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡・西宮市の一部・尼崎市の一部	1	3	0																																																																																																																																							
阪神	尼崎市・西宮市・伊丹市の一部	2	2	1																																																																																																																																							
神戸	神戸市(垂水区、西区、北区除く)・芦屋市	1	6	0																																																																																																																																							
摂丹	丹波市・篠山市・三田市・神戸市北区・西宮市山口町	5	4	0																																																																																																																																							
明石	明石市・神戸市垂水区・神戸市西区	4	2	1																																																																																																																																							
東播	小野市・三木市・西脇市・加西市・多可郡加東市	6	4	2																																																																																																																																							
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	9	4	3																																																																																																																																							
姫路	姫路市・神崎郡	12	7	1																																																																																																																																							
西播東	たつの市・宍粟市・揖保郡・姫路市林田町の一部	2	2	1																																																																																																																																							
西播西	相生市・赤穂市・赤穂郡・佐用郡	6	4	1																																																																																																																																							
但馬	豊岡市・養父市・朝来市・美方郡	6	3	0																																																																																																																																							
淡路	淡路全域	8	6	2																																																																																																																																							
	<p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 中核充填所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に中核充填所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施する。</p> <p>ア 災害時石油供給連携計画を策定する。</p> <p>イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施する。</p> <p>ウ LPガス自家用発電機を配備する。</p>	<p>(3) 防災体制の整備</p> <p>① (略)</p> <p>② 中核充填所の設置</p> <p>大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に中核充填所(改正石油備蓄法第14条第1項により指定)を設置し、以下を実施・配備する。</p> <p>ア 災害時石油供給連携計画を策定</p> <p>イ LPガス輸入業者及び近隣の他府県協会と共同で連携訓練を実施</p> <p>ウ LPガス非常用自家発電機</p>																																																																																																																																									

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><u>エ 衛星携帯電話を配備する。</u></p>	<p><u>エ LPガス自動車</u>を2台（容器配送用トラック、保安点検用車両）以上 <u>オ LPガス自動車へのLPガス充填設備</u> <u>カ 緊急用通信設備（衛星携帯電話）</u></p>	
<p>176 -177</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第9節 危険物施設等の予防対策の実施 第2 内容 1 危険物施設の予防対策 (1) 危険物施設の保全及び耐震性の強化 ① 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、<u>特に屋内貯蔵所の架台や棚等の構造及び貯蔵方法に重点を置いて、耐震性の強化の推進を図ることとする。</u> (3) 県、市町、消防本部の保安対策 ② 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。 ウ 消防体制の強化 市町、消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第9節 危険物施設等の予防対策の実施 第2 内容 1 危険物施設の予防対策 (1) 危険物施設の保全及び耐震性の強化 ① 危険物施設（消防法別表により第1類から第6類に分類されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所の建築物、工作物等。以下同じ。）について、その所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、施設の基準や定期点検の規程を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査することとする。 (3) 県、市町、消防本部の保安対策 ② 県、市町、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。 ウ 消防体制の強化 市町、消防本部は<u>必要に応じ</u>、各事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
187	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「ひょうご安全の日」の制定</p> <p>県の「ひょうご安全の日を定める条例」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。</p> <p>2 県民等による自主的な防災活動の展開</p> <p>県民等は、災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災活動の展開を図ることとする。</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施</p> <p>県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」「活かす」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援する。</p> <p>(新規)</p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) ひょうご安全の日を定める条例に基づく活動</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承</p> <p>第1節 ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「ひょうご安全の日」の制定</p> <p>県の「ひょうご防災減災推進条例第1条」において、阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と定め、県及び県民等が連携して「1. 17は忘れない」ための取り組みを推進することとする。</p> <p>2 県民等による自主的な防災活動の展開</p> <p>県民等は、災害に強いライフスタイルを確立するため、自発的な防災減災活動の展開を図ることとする。</p> <p>3 「1. 17は忘れない」取り組みの推進</p> <p>(3) ひょうご安全の日推進事業（助成金）の実施</p> <p>県民グループ、民間団体等による、「伝える」「備える」「活かす」をテーマに震災の経験と教訓を発信し、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」の定着に貢献する事業を支援するとともに、<u>災害時要援護者対策を中心とした地域の共助の取り組みを支援する。</u></p> <p>(4) <u>新ひょうご防災アクションによる啓発</u></p> <p><u>個人・地域・企業が主体的に防災・減災活動に取り組む指針として策定した「新ひょうご防災アクション」の普及啓発により、地域防災力の向上を図る。</u></p> <p>4 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) ひょうご防災減災推進条例に基づく活動</p>	<p>本県の施策展開に伴う修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	(2) その他必要な事項	(2) その他必要な事項	
192	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第5節 住宅再建共済制度の推進 第2 内容</p> <p>本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第5節 住宅再建共済制度の推進 第2 内容</p> <p>本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものであることから、その定着、発展に向けひとりでも多くの県民の加入促進を図ることとする。</p> <p><u>あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

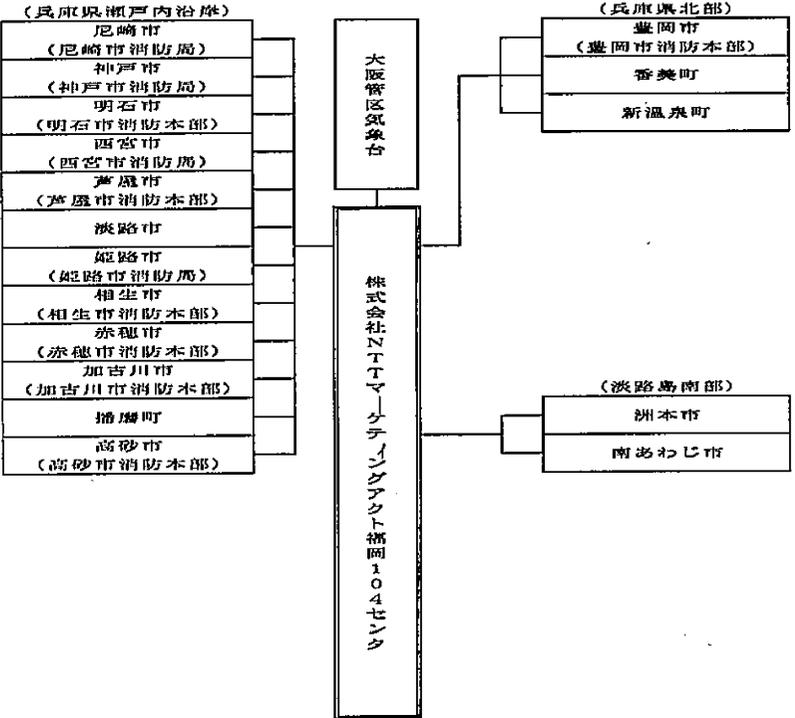
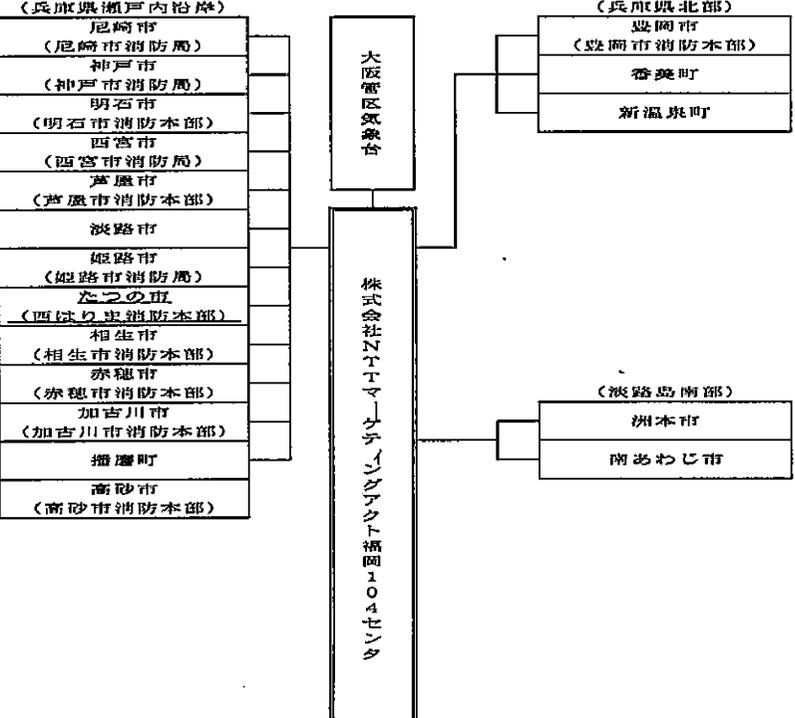
地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
195	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第2 円滑な災害応急活動の展開 災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 第2 円滑な災害応急活動の展開 災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性の確保も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
198	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 組織の設置 第2 内容 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要 兵庫県災害対策本部 その他 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参加として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参加の出席を求めるとする防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
209	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 動員の実施 第2 内容</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員、<u>災害待機宿舍入居者</u>、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>3 その他の対策要員の指定</p> <p>(2) <u>日本赤十字奉仕団等の動員</u></p> <p>県、市町等は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて、<u>日本赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織</u>に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。</p>	<p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員、<u>業務要員</u>、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p> <p>3 その他の対策要員の指定</p> <p>(2) <u>赤十字奉仕団等の動員</u></p> <p>県、市町等は、災害応急対策を実施するため、必要に応じて、<u>赤十字奉仕団及び自治会、婦人会、青年団等の自主防災組織</u>に協力を求め、災害対策要員の確保を図ることとする。</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
215	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 予警報等の発表・伝達 第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） (1) 津波警報等と津波予報の発表 ④ 津波警報等の伝達系統 【西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）】</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 予警報等の発表・伝達 第2 内容 1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く） (1) 津波警報等と津波予報の発表 ④ 津波警報等の伝達系統 【西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）】</p> 	<p>関係機関からの修正に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																		
225	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 災害情報の収集・報告 第2 内容 4 報告系統 (注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星 通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第2款 災害情報の収集・報告 第2 内容 4 報告系統 (注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星 通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102	FAX	9-90-49033	9-90-49036	地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	所管課からの意見に基づく修正
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																																		
	FAX	90-49033	90-49036																																																		
地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102																																																		
	FAX	9-90-49033	9-90-49036																																																		
地域衛星 通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
228 -231	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画 県民部</td> <td>私立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>私立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企 業 庁</td> <td rowspan="2">企業庁関連施設被害</td> <td>総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等</td> </tr> <tr> <td>地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企画 県民部	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	私立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	企 業 庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等	地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">企画 県民部</td> <td>私立学校の被害状況</td> <td>総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校</td> </tr> <tr> <td>県立大学の被害状況</td> <td>総務課 ← 大学課 ← 県立大学</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企 業 庁</td> <td rowspan="2">企業庁関連施設被害</td> <td>総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等</td> </tr> <tr> <td>地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	企画 県民部	私立学校の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	県立大学の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学	企 業 庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等	地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	所管課からの意見に基づく修正																										
部	調査事項	調査（報告）系統																																																			
企画 県民部	私立大学の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																			
	私立学校の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																			
企 業 庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等																																																			
		地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																			
企画 県民部	私立学校の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校																																																			
	県立大学の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学																																																			
企 業 庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等																																																			
		地域整備課 ← 尾道科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所																																																			
232 -235	<p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>新関西国際空港 →</td> </tr> <tr> <td>神戸空港管理事務所 ←</td> </tr> <tr> <td>関西空港ターミナル ←</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="2">物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>近畿経済産業局 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	新関西国際空港 →	神戸空港管理事務所 ←	関西空港ターミナル ←	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局	近畿経済産業局 ← 市町	<p>○ 市町からの主な緊急支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="4">航空輸送の要請</td> <td>大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>関西エアポート →</td> </tr> <tr> <td>神戸空港管理事務所 ←</td> </tr> <tr> <td>関西空港ターミナル ←</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td rowspan="2">物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局</td> </tr> <tr> <td>（県民災害対策本部） ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	関西エアポート →	神戸空港管理事務所 ←	関西空港ターミナル ←	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局	（県民災害対策本部） ← 市町	所管課及び関係機関からの意見に基づく修正																								
部	調査事項	調査（報告）系統																																																			
災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																			
		新関西国際空港 →																																																			
		神戸空港管理事務所 ←																																																			
		関西空港ターミナル ←																																																			
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局																																																			
		近畿経済産業局 ← 市町																																																			
部	調査事項	調査（報告）系統																																																			
災害対策本部 事務局	航空輸送の要請	大阪空港事務所 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																			
		関西エアポート →																																																			
		神戸空港管理事務所 ←																																																			
		関西空港ターミナル ←																																																			
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局																																																			
		（県民災害対策本部） ← 市町																																																			

地震災害対策計画

頁	現行	修正案	理由																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 近隣府県 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町	健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 近隣府県 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市	健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 各医療機関	県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査(報告)系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局</td> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>保健師・栄養士等保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>医薬品の供給</td> <td>厚生労働省 ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>血液の安定供給</td> <td>赤十字血液センター ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 各医療機関</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>応急仮設住宅の建設支援</td> <td>プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査(報告)系統	災害対策本部事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町	健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市	健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会		血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 各医療機関	県土整備部	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町	
部	調査事項	調査(報告)系統																																					
災害対策本部事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町																																					
健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 近隣府県 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市																																					
健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会																																					
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 市町 各医療機関																																					
県土整備部	応急仮設住宅の建設	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町																																					
部	調査事項	調査(報告)系統																																					
災害対策本部事務局	食料の調達・あっせん	農林水産省政策総括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協議業者 ← 市町																																					
健康福祉部	保健師・栄養士等保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ← 市町 県内市町 ← 健康福祉事務所 ← 市町 全国都道府県(厚生労働省) ← 各保健所設置市																																					
健康福祉部	医薬品の供給	厚生労働省 ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 ← 各医療機関 薬事協会 ← 医薬品卸業協会																																					
	血液の安定供給	赤十字血液センター ← 業務課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 各医療機関																																					
県土整備部	応急仮設住宅の建設支援	プレハブ建築協会 ← 公営住宅課 ← 市町																																					
<p>236 -239</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 通信手段の確保 第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) フェニックス防災端末設置数 307 台(本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第3款 通信手段の確保 第2 内容 1 フェニックス防災システム (1) フェニックス防災端末設置数 306 台(本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>																																				

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 84局 ・県庁統制局 1局、県機関局（広域防災センター・災害医療センター）2局、市町・消防本部局 70局、防災関係機関局 9局、平面可搬局 2局 <p>②（略）</p> <p>③ 通信統制の実施</p> <p>ア 通信統制権者</p> <p> <u>防災情報室長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</u></p> <p> 通信統制が重複する場合には、<u>防災情報室長の通信統制を優先することとする。</u></p> <p>イ 通信の優先順位</p> <p> 通信の優先順位は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a～d 略 e その他防災情報室長が必要と認めたもの <p>④（略）</p> <p>⑤ <u>衛星ホットラインの設定</u></p> <p> <u>県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行うこととする。</u></p> <p>⑥ 優先回線の確保</p> <p>⑦ 平面可搬局の出動</p> <p>⑧ 緊急時の対応</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(5) 携帯電話、緊急通報システムの活用</p>	<p>2 兵庫県防災行政無線</p> <p>(1) 衛星系（兵庫衛星通信ネットワーク）</p> <p>① 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計 85局 ・県庁統制局 1局、県機関局（広域防災センター・災害医療センター）2局、市町・消防本部局 70局、防災関係機関局 9局、平面可搬局 3局 <p>②（略）</p> <p>③ 通信統制の実施</p> <p>ア 通信統制権者</p> <p> <u>災害対策課長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</u></p> <p> 通信統制が重複する場合には、<u>災害対策課長の通信統制を優先することとする。</u></p> <p>イ 通信の優先順位</p> <p> 通信の優先順位は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a～d 略 e その他災害対策課長が必要と認めたもの <p>④（略）</p> <p>(削除)</p> <p>⑤ 優先回線の確保</p> <p>⑥ 平面可搬局の出動</p> <p>⑦ 緊急時の対応</p> <p>3 通信事業者回線等</p> <p>(5) 携帯電話、緊急通報システムの活用</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(略)</p> <p>県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局職員、災害待機宿舎入居者、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</p> <p>4 無線系通信 (新規)</p> <p>5 非常通信経路計画 (2) 利用方法 ⑦ 報 告 非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県(防災情報室長)に次の事項を文書で報告することとする。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>県は、災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局職員、業務要員、局長、課室長等に緊急通報システムを整備し、緊急時の呼び出し等に活用することとする。</p> <p>4 無線系通信 (3) <u>無線機器等が不足した場合の確保</u> <u>必要とする無線機器等が不足する場合は、県は国や通信事業者から通信機器等の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努める。</u> ① <u>近畿総合通信局(衛星携帯電話、MCA 無線、簡易無線、移動電源車)</u> ② <u>通信事業者等(衛星携帯電話、携帯電話、MCA 無線、可搬型地球局)</u></p> <p>5 非常通信経路計画 (2) 利用方法 ⑦ 報 告 非常通信を終了したときは、近畿地方非常通信協議会会長及び県(災害対策課長)に次の事項を文書で報告することとする。 (略)</p>	
253 -255	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第2 内容 3 近畿地方整備局</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第2 内容 3 近畿地方整備局</p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																		
	<p>(1) 応援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・災害応急復旧 ・二次災害の防止 ・その他必要と認められる事項 <p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）</p> <table border="1" data-bbox="311 679 1095 868"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネット ワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43432</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平日 (8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	<p>(1) 応援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・被災地へのアクセス確保 ・災害応急復旧 ・二次災害の防止 ・その他必要と認められる事項 <p>4 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>○ 緊急消防援助隊応援要請先（消防庁防災課広域応援室）</p> <table border="1" data-bbox="1149 679 1928 868"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネット ワーク</td> <td>電話</td> <td>87-048-500-90-43432</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平日 (8:30~18:15)		左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102	FAX	9-90-49033	9-90-49036	地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	
区 分	平日 (8:30~18:15)		左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																																																		
	FAX	90-49033	90-49036																																																		
地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
区 分	平日 (8:30~18:15)		左記以外																																																		
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																																																		
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																																																		
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102																																																		
	FAX	9-90-49033	9-90-49036																																																		
地域衛星通信ネット ワーク	電話	87-048-500-90-43432	87-048-500-90-49102																																																		
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																		
266	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条）</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに、知事及び関係市町長に通知すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について※洪水特別警戒水位（氾濫</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 消火活動等の実施</p> <p>第2款 水防活動の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 水防の責任等</p> <p>(4) 国土交通大臣（水防法第10条第2項、第13条第1項、第16条第1項、第2項、第32条）</p> <p>気象庁長官と共同して指定河川（猪名川、藻川、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川）の洪水予報を行うとともに、知事及び関係市町長に通知すること。</p> <p>あらかじめ指定した河川について洪水特別警戒水位（氾濫危</p>	所管課からの意見に基づく修正																																																		

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>危険水位) 到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。</p> <p>また、知事に通知したことを関係市町長に通知すること。</p> <p>猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等</p> <p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p> <p>※ <u>特別警戒水位の定義を、国は平成 26 年 9 月に改定された内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、先行して「氾濫危険水位」としたが、県は従来の「避難判断水位」としており、現在、国に合わせた見直しを行っている。</u></p>	<p>危険水位) 到達情報を知事及び関係市町長に通知し、一般に公表すること。</p> <p>また、知事に通知したことを関係市町長に通知すること。</p> <p>猪名川、円山川、加古川、揖保川等について水防警報を発すること等</p> <p>洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。</p> <p>(削除)</p>	
276	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 2 節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第 3 款 医療・助産対策の実施</p> <p>第 2 内容</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣指令を行うこととする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿グループ担当理事部門の指令を待つ時間的猶予がないと認め</p>	<p>第 3 編 災害応急対策計画</p> <p>第 3 章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第 2 節 救助・救急、医療対策の実施</p> <p>第 3 款 医療・助産対策の実施</p> <p>第 2 内容</p> <p>5 救護班の派遣等</p> <p>(2) 救護班の編成</p> <p>⑤ 国立病院等救護班</p> <p>オ 近畿グループ担当理事部門は、県から救護班の派遣要請があった場合には、国立病院に対し救護班の派遣調整を行うこととする。</p> <p>キ 国立病院は、施設の近辺において初期災害医療を早急に実施する必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により近畿グループ担当理事部門からの連絡を待つ時間的猶予がないと</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>たときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p>	<p>認めたとときなど、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣するとともに、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県又は災害医療センターに対し通知することとする。</p>	
<p>280 -290</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。</p> <p>(6) 緊急通行車両、規制除外車両の確認 ① 県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第1款 交通の確保対策の実施 〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部災害対策局</u>、県農政環境部農林水産局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)、漁港管理者、港湾管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容 2 陸上交通の確保 (5) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出 県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。<u>なお、緊急通行車両のうち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県において事前届出を受理することとする。</u></p> <p>(6) 緊急通行車両、規制除外車両の確認 ① <u>県公安委員会は、県警察本部（交通規制課）、警察署又は検問所において、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。このう</u></p>	<p>所管課及び関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</p> <p>道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者自ら当該措置をとることとする。</p> <p>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</p> <p>① 措置をとる区域又は区間</p> <p>道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</p> <p>② 県公安委員会との連携</p> <p>ア 指定の通知</p> <p>道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あ</p>	<p><u>ち、県が保有する車両及び県が締結した協定に係る機関の保有する車両については、県（災害対策課）が、緊急通行車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。なお、業務分担にかかわらず標章及び確認証明書の交付申請を受けた場合は、それぞれ交付業務に努めるものとする。</u></p> <p>(9) 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）</p> <p><u>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとることとする。</u></p> <p>なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。</p> <p>① 措置をとる区域又は区間</p> <p>道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。</p> <p>② 県公安委員会との連携</p> <p>ア 指定の通知</p> <p>道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、</p>	

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。</p> <p>イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第 76 条の 4）</p> <p>県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく道路管理者による権限の行使を要請することができる。</p> <p>③ 措置をとる区域又は区間の周知</p> <p>道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</p> <p>④ 市町への指示</p> <p><u>国土交通大臣、知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、大臣は県又は市町の、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>	<p>あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後に通知する。</p> <p>イ 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第 76 条の 4）</p> <p>県公安委員会は、法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することができる。</p> <p>③ 措置をとる区域又は区間の周知</p> <p>道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとることとする。</p> <p>④ <u>県又は市町への指示</u></p> <p>緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、<u>国土交通大臣は県又は市町の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市町の漁港管理者に、知事は市町の道路管理者に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p style="text-align: center;">災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p>	<p style="text-align: center;">○ 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ</p> <p>(10) 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止(道路法第37条第1項)</p> <p>電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来すなど災害発生時の被害の拡大を防止するため、道路管理者は、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止することとする。</p>	
291	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 第2 内容 1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 交通・輸送対策の実施 第2款 緊急輸送対策の実施 第2 内容 1 緊急輸送に当たっての基本的事項等</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」及び兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段の確保を図ることとする。</p>	<p>(1) 実施機関</p> <p>② 県は、兵庫県トラック協会と締結した「災害時における輸送の協力に関する協定」、兵庫県倉庫協会と締結した「災害時における救援物資の保管等に関する協定」及び民間事業者と締結した「災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営等に関する協定」に基づき、その協力を得て輸送手段及び輸送拠点の確保を図ることとする。</p>	
295	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。 <p>イ（略）</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第3款 ヘリコプターの運航</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県消防防災ヘリコプター</p> <p>(3) 県内市町からの支援要請手続</p> <p>③ 要請先</p> <p>ア 県災害対策本部非設置時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 <p>イ（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
297	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>② 勧告・指示の内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(2) 避難のための勧告及び指示</p> <p>② 勧告・指示の内容</p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>市町長等は、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難の勧告・指示が出された地域名</u></p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> <p>③ 勧告・指示の伝達方法</p> <p>ア 市町長は、直ちに、防災行政無線（同報等）、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話メール、ファクシミリ等<u>避難の情報伝達手段を活用するとともに</u>、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備情報、避難勧告及び避難指示</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町長は、<u>避難勧告・指示</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p>	<p>市町長等は、避難の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示（緊急）が発令された地域名</u></p> <p>イ 避難経路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p> <p>③ 勧告・指示の伝達方法</p> <p>ア 市町は、直ちに、防災行政無線（同報等）、<u>Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）</u>、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、携帯電話（<u>ひょうご防災ネット、緊急速報メール機能を含む。）</u>、ワンセグ、ファクシミリ等の<u>あらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに</u>、県警察本部、海上保安本部、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町は、<u>避難勧告</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p>	
303	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>第2 内容</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会と締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」及び都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>エ～カ (略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設</p> <p>② 建設方法</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、大規模災害を想定し、プレハブ建築協会及び全国木造建設事業協会と各々締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」並びに都市再生機構と締結した「災害時における協力に関する協定」に基づき対応する。</p> <p>エ～カ (略)</p>	
307	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行うこととする。</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省生産局に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>第2 内容</p> <p>5 主食の供給</p> <p>(1) 米穀の供給</p> <p>② 災害救助法が発動されてからの供給</p> <p>ア 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、あらかじめ供給協定を締結した米穀販売事業者などから供給あっせんを行うこととする。</p> <p>イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の売却を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。</p> <p>ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
313	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県、神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する。）。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県、神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む。）。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととす</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第1款 精神医療の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうご DPAT」の派遣</p> <p>(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する。）。</p> <p>(2) 県は、「ひょうご DPAT」の派遣にあたっては、「ひょうご DPAT」調整本部を設置し、DPAT 活動に対する後方支援を行うこととする。</p> <p>(3) 県は、「ひょうご DPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外 DPAT の派遣要請を行うこととする。</p> <p>2 こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部の設置</p> <p>(1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うこととする。</p> <p>(2) 県（健康福祉事務所）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(3) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行うこととす</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>る。</p> <p><u>(4) 県は、必要に応じて、厚生労働省及び他の都道府県に対して、災害時のこころのケアの専門職からなるこころのケアチーム(DPAT)の編成及び協力を求めることとする。</u></p>	<p>る。</p> <p>(削除)</p>	
319	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第5款 遺体の火葬等の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 市町等は、遺体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡することとする。</p> <p>(2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者(遺族又は市町長)に引き渡すこととする。なお、発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。</p> <p>(3) 市町は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。</p> <p>(4) 市町は、災害の状況により必要があるときは、遺体の処置及び火葬を実施することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第5款 遺体の火葬等の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 市町等は、遺体を発見した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡することとする。</p> <p>(2) 管轄の警察署は、警察官が死体を発見し、又はこれがある届出を受けたときは、検視その他の所要の処置を行った後、関係者(遺族又は市町長)に引き渡すこととする。なお、発見された遺体については、警察署と市町が協力して身元確認作業を行う。</p> <p>(3) 市町は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。</p> <p>(4) 市町は、災害の状況により必要があるときは、<u>遺体の引渡しが行われた後に、</u>遺体の処置及び火葬を実施することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
324 -325	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第9節 災害時要援護者支援対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 生活支援</p> <p>(3) 専門家による支援</p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>市町は、医師、看護師、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につないでいく仕組みを構築することとする。</p> <p>7 外国人県民への情報伝達等 県、市町等は、外国人県民等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。 (新規)</p>	<p>市町は、医師、<u>歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士</u>、保健師、臨床心理士、理学療法士、ホームヘルパー等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、<u>中長期に支援する体制</u>を構築することとする。</p> <p>7 外国人県民への情報伝達等 県、市町等は、外国人県民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。</p> <p>11 <u>災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言</u> 県、市町は、<u>介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における地震を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、地震を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。</u></p>	
337	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第2 内容 1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第2 内容 1 市町の措置 (2) 処理作業過程 ③ 県等への応援要請 市町は、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、<u>(公財)ひょうご環境創造協会</u>の活用または県に</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

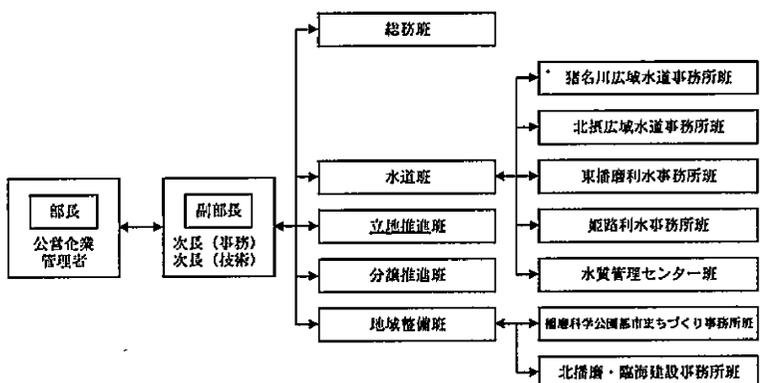
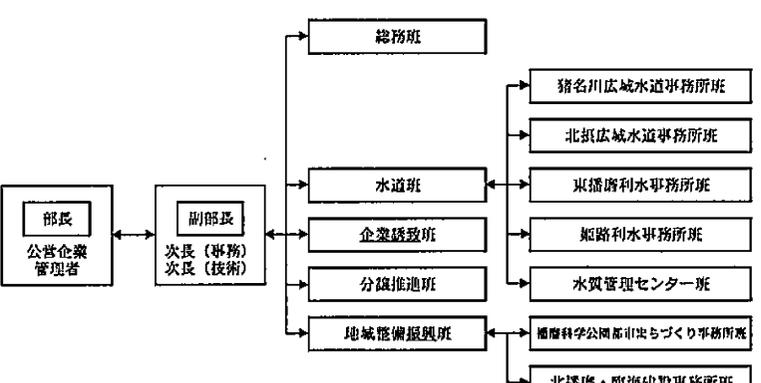
頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p> <p>2 県の措置</p> <p>(3) 広域的支援要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</p>	<p>処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、<u>(公財) ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置</p> <p>(3) 広域的支援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、被災市町や県内市町でガレキの処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に支援を要請することとする。<u>他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に (公財) ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合は受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	
339	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、県に処</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第12節 廃棄物対策の実施</p> <p>第2款 ごみ処理対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 市町の措置</p> <p>市町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。</p> <p>(2) 処理作業過程</p> <p>③ 県等への応援要請</p> <p>イ 市町は、近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請することとする。県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、<u>(公財)</u></p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</p> <p>2 県の措置</p> <p>(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。市町から処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</p>	<p>ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、<u>(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行うこととする。</u></p> <p>2 県の措置</p> <p>(2) 県は、被災市町や県内市町で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ他府県や関係省庁に対し、支援を要請することとする。<u>他府県等の支援を受けても市町において、処理が困難な場合、県は、市町に（公財）ひょうご環境創造協会の活用を促す。処理が困難を極め、市町から県に処理に関する事務委託について、要請があった場合には受託し、適正に処理を行うこととする。</u></p>	
344 -345	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、<u>社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供などボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。</u></p> <p>② ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>市町社会福祉協議会をはじめ災害ボランティア支援団体と連携して、市町災害ボランティアセンターの支援を</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(2) 災害ボランティアの確保と調整</p> <p>① 県、市町は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、<u>社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努めることとする。</u></p> <p>② ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、市町社会福祉協議会</u></p>	<p>防災基本計画の修正等に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>行うこととする。</p> <p>③ (略)</p>	<p><u>や、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等ボランティア団体等との連携などにより、市町災害ボランティアセンターの支援を行うこととする。</u></p> <p>③ (略)</p>	
357	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第2款 港湾施設における応急対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。</p> <p>また、直轄の港湾施設において被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第16節 交通・輸送施設の応急対策の実施</p> <p>第2款 港湾施設における応急対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 近畿地方整備局</p> <p>近畿地方整備局は、港湾管理者からの要請により港湾施設復旧等の技術指導を行うこととする。</p> <p>また、直轄の港湾施設において被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し、港湾機能の回復に努めることとする。</p> <p><u>緊急確保航路において、海上緊急輸送路の確保のため航路啓開を行うものとする。</u></p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
382	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第2 内容 2 動員 (1) 動員の連絡</p> 	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
404 -405	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 28 年 4 月 21 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 0.47% (平成 28 年 4 月 21 日現在)</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第2 内容</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 条件 (平成 29 年 3 月 21 日現在)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 0.63% (平成 29 年 3 月 21 日現在)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
409	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 【実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県企業庁、市町】</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 【実施機関：県企画県民部、県企画県民部企画財政局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部障害福祉局、健康福祉部健康局、県産業労働部政策労働局、<u>県農政環境部農林水産局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県県土整備部まちづくり局</u>、<u>県県土整備部住宅建築局</u>、県企業庁、市町】</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																												
415 -417	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="264 432 1066 707"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫支局)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん</td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）</td> </tr> <tr> <td>神戸地方気象台</td> <td>気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="286 866 1032 1110"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構 (近畿グループ担当理事 部門)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）	神戸地方気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構 (近畿グループ担当理事 部門)	災害時における医療救護	関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)	電力供給施設の応急対策の実施	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1099 432 1901 746"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿農政局 (兵庫県拠点)</td> <td>1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん</td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）</td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 (神戸地方気象台)</td> <td>気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1106 866 1845 1074"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>電力供給施設の応急対策の実施</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）	大阪管区気象台 (神戸地方気象台)	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	機 関 名	事 務 又 は 業 務	独立行政法人国立病院機構	災害時における医療救護	関西電力株式会社	電力供給施設の応急対策の実施	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
近畿農政局 (兵庫支局)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん																														
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）																														
神戸地方気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
独立行政法人国立病院機構 (近畿グループ担当理事 部門)	災害時における医療救護																														
関西電力株式会社 (神戸支社、姫路支社)	電力供給施設の応急対策の実施																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
近畿農政局 (兵庫県拠点)	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん																														
近畿地方整備局	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 5 海上緊急輸送路の確保 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施（TEC-FORCE）																														
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達																														
機 関 名	事 務 又 は 業 務																														
独立行政法人国立病院機構	災害時における医療救護																														
関西電力株式会社	電力供給施設の応急対策の実施																														
429	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 津波に対する体制整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 市町津波災害対応マニュアルの作成</p> <p>沿岸市町は、県の作成する市町津波災害対応マニュアル作成指針を参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1節 津波に対する体制整備</p> <p>第2 内容</p> <p>2 市町津波災害対応マニュアルの作成</p> <p>沿岸市町は、県の作成する市町津波避難計画策定の手引きを参考に、平成25年度に県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水想定</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>																												

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>浸水想定に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。</p>	<p>に対応した津波災害対応マニュアルを作成することとする。</p>	
436	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 津波に関する情報の伝達等 第2 内容 2 津波の発生等に関する情報 (1) 津波警報等と津波予報の発表 ④ 津波警報・注意報の伝達系統 〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 第3節 津波に関する情報の伝達等 第2 内容 2 津波の発生等に関する情報 (1) 津波警報等と津波予報の発表 ④ 津波警報・注意報の伝達系統 〔西日本電信電話株式会社（津波警報のみ）〕</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
443 -445	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第2 内容</p> <p>3 避難対象地域の明示</p> <p>市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。</p> <p>その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることを重要とするため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>5 避難勧告及び避難指示の発令</p> <p>(1) 避難勧告・指示の発令基準</p> <p>③ 市町長は、避難勧告・指示の発令基準を定めることとする。</p> <p>④ 指定行政機関、指定地方公共機関及び県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>(4) 伝達方法</p> <p>避難勧告及び指示の解除の伝達は、「避難勧告・指示の伝達方法」によることとする。</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第4節 避難対策等</p> <p>第2 内容</p> <p>3 避難対象地域の明示</p> <p>市町は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）を基本として、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）を明示することとする。</p> <p>その際には、避難対象地域は、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示(緊急)を発令する際に対象となるため、県浸水想定を基本にバッファゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることを重要とするため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。</p> <p>5 避難勧告及び避難指示の発令</p> <p>(1) 避難勧告・<u>避難指示(緊急)</u>の発令基準</p> <p>③ 市町長は、避難勧告、<u>避難指示(緊急)</u>の発令基準を定めることとする。</p> <p>④ 指定行政機関、指定地方公共機関及び県は、市町から求めがあった場合には、<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>(4) 伝達方法</p> <p>避難勧告及び<u>避難指示(緊急)</u>の解除の伝達は、「避難勧告・指示の伝達方法」によることとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に基づく修正</p>

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>6 避難誘導</p> <p>(2) 地域住民の避難誘導</p> <p>① 避難勧告又は指示が発令されたとき、市町は、警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。</p> <p>② (略)</p>	<p>6 避難誘導</p> <p>(2) 地域住民の避難誘導</p> <p>① 避難勧告又は<u>避難指示(緊急)</u>が発令されたとき、市町は、警察署の協力を得て、自主防災組織等の単位であらかじめ指定している避難場所に誘導することとする。</p> <p>② (略)</p>	
456	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>2 長周期地震動への対応</p> <p>(1) <u>南海トラフ地震の地震動は、長周期で継続時間が長いため、県は、超高層ビル等の建築物への影響について、三木総合防災公園に立地する実大三次元震動破壊実験施設を活用し、減災のための研究を推進することとする。</u></p> <p><u>また、国(独立行政法人防災科学技術研究所)に対して調査研究の促進を働きかけることとする。</u></p> <p>(2) <u>県は、県下の特定行政庁と協力して、県内の超高層建築物全ての安全性の確認を目指すこととする。</u></p> <p>(3) <u>県は、長周期地震動の海岸保全施設への影響を調査するため、モデルケースとして県内の数カ所において、耐震性(設計震度チェック、動的応答解析、変位、液状化、作動異常の有無等)を検討することとする。</u></p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第2節 建築物等の耐震化の推進</p> <p>第2 内容</p> <p>2 長周期地震動への対応</p> <p>(1) <u>県は、県内の特定行政庁と協力して、対象地域(南海トラフ沿いの巨大地震による影響が大きいと想定される地域)内の既存の超高層建築物等の所有者・管理者等に対し、長周期地震動と設計時に想定した地震動の大小の比較を行うよう促し、大きな揺れが想定される場合には安全性の再検証を行うと共に、家具の固定や制震補強などの対策を講じるよう働きかけることとする。</u></p> <p>(2) <u>県は、長周期地震動の海岸保全施設への影響を調査するため、モデルケースとして県内の数カ所において、耐震性(設計震度チェック、動的応答解析、変位、液状化、作動異常の有無等)を検討することとする。</u></p>	所管課からの意見に基づく修正
459	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第2節 防災訓練計画</p>	所管課からの意見に基づく修正

地震災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>第2 内容</p> <p>1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施</p> <p>(7) 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努めることとする。</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 県・市町・防災関係機関における防災訓練の実施</p> <p>(7) 県、市町は、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、県の手引き（「防災訓練 はじめの一步！」）などを活用し、<u>自主防災組織等</u>の訓練実施率の向上や、内容の高度化・実戦化に努めることとする。</p>	
462	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>第2 内容</p> <p>2 児童、生徒等に対する教育</p> <p>小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報</p> <p>第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>第2 内容</p> <p>2 児童生徒等に対する教育</p> <p>小学校、中学校、高等学校等において、次のことに配慮した実践的な教育を行うこととする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																												
4-7	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="280 375 1052 550"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</td> <td>生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報収集及び伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="286 678 1014 885"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報収集及び伝達	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1108 375 1881 550"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿経済産業局</td> <td></td> <td>1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達</td> <td>生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1120 670 1848 885"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人 国立病院機構</td> <td>防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)</td> <td>災害時における医療救護</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																												
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報収集及び伝達																												
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策																													
独立行政法人 国立病院機構 (近畿グループ 担当理事部門)	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護																													
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																												
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	生活必需品、復旧資機材の供給に関する情報収集及び伝達																												
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策																													
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 (トリアージ訓練等)	災害時における医療救護																													

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
29	<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保 第2 内容 2 船舶の安全な運航の確保 (1) 神戸運輸監理部は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、<u>船員労務官</u>による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図ることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 海上交通の安全性の確保 第2 内容 2 船舶の安全な運航の確保 (1) 神戸運輸監理部は、発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、<u>運航労務監理官</u>による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運航の確保を図ることとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
36	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策への備えの充実 第5節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備 県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究 	<p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、<u>災害ボランティアの支援</u> 	

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
44	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 初動体制の確立 第2 内容 4 広域的な応援体制 (3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている流出油防除協議会等と協力体制をとることとする。 特に、重油等の防除活動を実施する場合は、同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。 ○大阪湾・播磨灘流出油災害対策協議会 ○福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会 ○但馬沿岸排出油等災害対策協議会</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 初動体制の確立 第2 内容 4 広域的な応援体制 (3) 県及び防災関係機関は、重油等の流出事故が発生した場合は、各海域において設置されている排出油等防除協議会等と協力体制をとることとする。 特に、重油等の防除活動を実施する場合は、必要に応じて同協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に関係機関は積極的に参画することとする。 ○大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 ○福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会 ○但馬沿岸排出油等災害対策協議会</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
46	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第2 内容 1 災害情報の収集、報告等 (4) 災害情報の伝達手段 ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)、孤立防止用衛星無線(家島、沼島)、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達 第2 内容 1 災害情報の収集、報告等 (4) 災害情報の伝達手段 ④ 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)、孤立防止用衛星無線(沼島)、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
48-52	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第2節 情報の収集・伝達</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																				
	<p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統 (表略)</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="291 454 1041 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話 87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 市町における災害状況等の収集伝達計画</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査 (報告) 系統</p> <table border="1" data-bbox="257 877 1064 1189"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支 援 要 請 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">災害対策本部 事 務 局</td> <td rowspan="10">放送要請</td> <td>NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>サンテレビジョン ←</td> </tr> <tr> <td>ラジオ関西 ←</td> </tr> <tr> <td>兵庫エフエムラジオ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>毎日放送 ←</td> </tr> <tr> <td>朝日放送 ←</td> </tr> <tr> <td>関西テレビ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>読売テレビ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>大阪放送 (ラジオ大阪) ←</td> </tr> <tr> <td>FM CO-CO-LO ←</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="257 1204 1064 1356"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調 査 (報 告) 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健 康 福 祉 部</td> <td rowspan="4">保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</td> </tr> <tr> <td>県内市町 ←</td> </tr> <tr> <td>近隣府県 ←</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日 (8:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域衛星通信 ネットワーク	電話 87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX 87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	サンテレビジョン ←	ラジオ関西 ←	兵庫エフエムラジオ放送 ←	毎日放送 ←	朝日放送 ←	関西テレビ放送 ←	読売テレビ放送 ←	大阪放送 (ラジオ大阪) ←	FM CO-CO-LO ←	部	調査事項	調 査 (報 告) 系 統	健 康 福 祉 部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←	県内市町 ←	近隣府県 ←	全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市	<p>第2 内容</p> <p>1 災害情報の収集、報告等</p> <p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統 (表略)</p> <p>(注) 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1120 438 1881 734"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平日 (8:30~18:15) ※応急対策室</th> <th>左記以外 ※宿直室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話 9-90-49013</td> <td>9-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 9-90-49033</td> <td>9-90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信 ネットワーク</td> <td>電話 87-048-500-90-43422</td> <td>87-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 87-048-500-90-49033</td> <td>87-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 市町における災害状況等の収集伝達計画</p> <p>○ 各部等における調査事項及び調査 (報告) 系統</p> <table border="1" data-bbox="1097 877 1892 1189"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支 援 要 請 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">災害対策本部 事 務 局</td> <td rowspan="10">放送要請</td> <td>NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>サンテレビジョン ←</td> </tr> <tr> <td>ラジオ関西 ←</td> </tr> <tr> <td>兵庫エフエムラジオ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>毎日放送 ←</td> </tr> <tr> <td>朝日放送 ←</td> </tr> <tr> <td>関西テレビ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>読売テレビ放送 ←</td> </tr> <tr> <td>大阪放送 (ラジオ大阪) ←</td> </tr> <tr> <td>FM 802 (FM CO-CO-LO) ←</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1097 1204 1892 1356"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調 査 (報 告) 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">健 康 福 祉 部</td> <td rowspan="4">保健師・栄養士等 保健関係者の派遣</td> <td>県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←</td> </tr> <tr> <td>県内市町 ←</td> </tr> <tr> <td>近隣府県 ←</td> </tr> <tr> <td>全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平日 (8:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話 9-90-49013	9-90-49102	FAX 9-90-49033	9-90-49036	地域衛星通信 ネットワーク	電話 87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102	FAX 87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	サンテレビジョン ←	ラジオ関西 ←	兵庫エフエムラジオ放送 ←	毎日放送 ←	朝日放送 ←	関西テレビ放送 ←	読売テレビ放送 ←	大阪放送 (ラジオ大阪) ←	FM 802 (FM CO-CO-LO) ←	部	調査事項	調 査 (報 告) 系 統	健 康 福 祉 部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←	県内市町 ←	近隣府県 ←	全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市	
区分	平日 (8:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																																																																					
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																																																																					
消防防災無線	電話 90-49013	90-49102																																																																																					
	FAX 90-49033	90-49036																																																																																					
地域衛星通信 ネットワーク	電話 87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																																																					
	FAX 87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																																																					
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																																																					
災害対策本部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																																					
		サンテレビジョン ←																																																																																					
		ラジオ関西 ←																																																																																					
		兵庫エフエムラジオ放送 ←																																																																																					
		毎日放送 ←																																																																																					
		朝日放送 ←																																																																																					
		関西テレビ放送 ←																																																																																					
		読売テレビ放送 ←																																																																																					
		大阪放送 (ラジオ大阪) ←																																																																																					
		FM CO-CO-LO ←																																																																																					
部	調査事項	調 査 (報 告) 系 統																																																																																					
健 康 福 祉 部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←																																																																																					
		県内市町 ←																																																																																					
		近隣府県 ←																																																																																					
		全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市																																																																																					
区分	平日 (8:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室																																																																																					
NTT回線	電話 03-5253-7527	03-5253-7777																																																																																					
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																																																																																					
消防防災無線	電話 9-90-49013	9-90-49102																																																																																					
	FAX 9-90-49033	9-90-49036																																																																																					
地域衛星通信 ネットワーク	電話 87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102																																																																																					
	FAX 87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036																																																																																					
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																																																					
災害対策本部 事 務 局	放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																																																					
		サンテレビジョン ←																																																																																					
		ラジオ関西 ←																																																																																					
		兵庫エフエムラジオ放送 ←																																																																																					
		毎日放送 ←																																																																																					
		朝日放送 ←																																																																																					
		関西テレビ放送 ←																																																																																					
		読売テレビ放送 ←																																																																																					
		大阪放送 (ラジオ大阪) ←																																																																																					
		FM 802 (FM CO-CO-LO) ←																																																																																					
部	調査事項	調 査 (報 告) 系 統																																																																																					
健 康 福 祉 部	保健師・栄養士等 保健関係者の派遣	県内健康福祉事務所・市保健所 ← 健康増進課 ←																																																																																					
		県内市町 ←																																																																																					
		近隣府県 ←																																																																																					
		全国都道府県 (厚生労働省) ← 健康福祉事務所 ← 市町 各保健所設置市																																																																																					

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
56	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 動員の実施 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ③ 海上災害対策本部が設置されたとき ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、<u>災害待機宿舎入居者</u>、(局長・課室長等)は、直ちに配備につくこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 動員の実施 第2 内容 1 県の動員体制 (1) 本庁の動員体制 ③ 海上災害対策本部が設置されたとき ア 海上災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局その他各部関係応急対策主管課のあらかじめ定めた職員、<u>業務要員</u>、(局長・課室長等)は、直ちに配備につくこととする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
68	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関との連携 第1款 関係機関との連携 第2 内容 3 消防本部の措置 (1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制 ② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条） 知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、<u>災害防衛の措置</u>に関し、必要な指示をすることができることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 防災関係機関との連携 第1款 関係機関との連携 第2 内容 3 消防本部の措置 (1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制 ② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条） 知事は、非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、<u>災害防衛の措置</u>に関し、必要な指示をすることができることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
79	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第3節 こころのケア対策の実施 第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第3節 こころのケア対策の実施 第2 内容</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

海上災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) 県（<u>こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等</u>）、神戸市等（<u>神戸こころの健康センター、各保健所</u>）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</p> <p>(2) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>(3) 県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。（<u>医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む</u>）。</p> <p>(4) 県（健康福祉事務所）は、DPAT 活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(5) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>4 児童、生徒のこころのケア</p>	<p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) 県は、<u>神戸市と連携し、必要に応じて</u>、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</p> <p>(2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうご DPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する）。</p> <p>(3) 県は、「ひょうご DPAT」の派遣にあたっては、「ひょうご DPAT」<u>調整本部を設置し、DPAT 活動に対する後方支援を行うこととする。</u></p> <p>(4) 県は、「ひょうご DPAT」だけでは対応できない場合、<u>厚生労働省や他の都道府県に対して、県外 DPAT の派遣要請を行うこととする。</u></p> <p>(5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。</p> <p>(6) 県（健康福祉事務所）は、DPAT 活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</p> <p>(7) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>4 児童生徒のこころのケア</p>	

海上災害対策計画

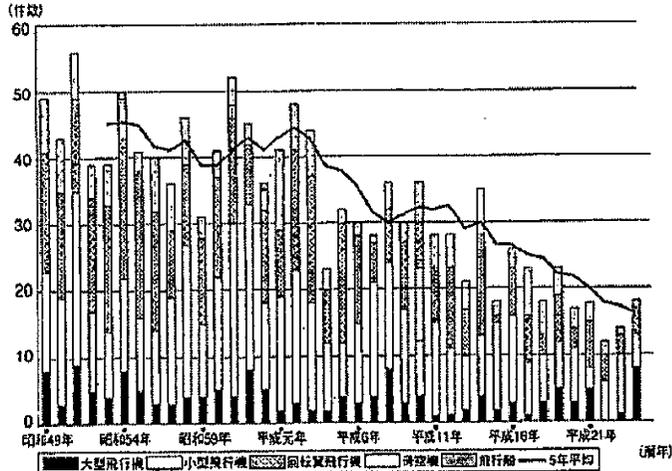
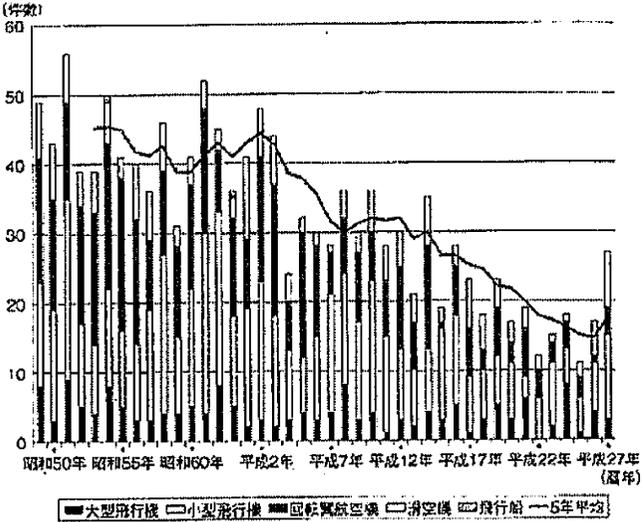
頁	現 行	修 正 案	理 由
83	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (3) 県内市町からの支援要請手続 ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防警防部司令課に対して行う。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第4節 交通・輸送対策の実施 第2款 ヘリコプターの運航 第2 内容 1 県消防防災ヘリコプター (3) 県内市町からの支援要請手続 ③ 要請先 ア 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
86	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第5節 重油等の防除対策 第2 内容 5 ボランティアの派遣・受入れ (2) 災害ボランティアの確保と調整 県、沿岸市町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部<u>その他の</u>ボランティア関係団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開 第5節 重油等の防除対策 第2 内容 1～4（略） 5 ボランティアの派遣・受入れ (2) 災害ボランティアの確保と調整 県、沿岸市町は被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部、NPO・NGO等ボランティア団体等と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努めることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
8-12	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 新関西国際空港株式会社</p> <p>イ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市</p> <p>ウ 滑走路長 A : 1,828m、B : 3,000m</p> <p>エ 面 積 約 315ha</p> <p>オ 開 港 昭和 33年 3月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>26路線 185便/日 (平成 26年 4月 1日から 4月 30日)</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 兵庫県</p> <p>イ 設置場所 豊岡市</p> <p>ウ 滑走路長 1,200m (標高: 176m) 1本</p> <p>エ 面 積 37.9ha</p> <p>オ 開 港 平成 6年 5月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>伊丹・但馬間 2便/日 (朝・夕)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 新関西国際空港株式会社</p> <p>イ 運営権者 関西エアポート株式会社</p> <p>ウ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市</p> <p>エ 滑走路長 A : 1,828m、B : 3,000m</p> <p>オ 面 積 約 315ha</p> <p>カ 開 港 昭和 33年 3月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>26路線 185便/日 (平成 29年 3月ダイヤ)</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 兵庫県</p> <p>イ 運営権者 但馬空港ターミナル株式会社</p> <p>ウ 設置場所 豊岡市</p> <p>エ 滑走路長 1,200m (標高: 176m) 1本</p> <p>オ 面 積 37.9ha</p> <p>カ 開 港 平成 6年 5月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>伊丹・但馬間 2便/日 (朝・夕)</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(3) 神戸空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 神戸市</p> <p>イ 設置場所 ポートアイランド（1期）南約3km</p> <p>ウ 滑走路長 2,500m 1本</p> <p>エ 面 積 272ha</p> <p>オ 開 港 平成18年2月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>7都市、27往復/日（平成25年8月ダイヤ）</p> <p>(4) 公共ヘリポート</p> <p>① 神戸ヘリポート</p> <p>ア ヘリポートの概要</p> <p>a 設置管理者 神戸市</p> <p>b 設置場所 神戸市中央区港島中町（ポートアイランド）</p> <p>c 滑走路長 40m×20m</p> <p>d 面 積 2.8ha</p> <p>e 開 港 昭和62年12月</p> <p>イ 利用状況</p> <p>年間着陸回数 831回（平成24年度）</p>	<p>(3) 神戸空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 神戸市</p> <p>イ <u>運営権者</u> 神戸市</p> <p>ウ 設置場所 ポートアイランド（1期）南約3km</p> <p>エ 滑走路長 2,500m 1本</p> <p>オ 面 積 272ha</p> <p>カ 開 港 平成18年2月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>6都市、29往復/日（平成29年3月ダイヤ）</p> <p>(4) 公共ヘリポート</p> <p>① 神戸ヘリポート</p> <p>ア ヘリポートの概要</p> <p>a 設置管理者 神戸市</p> <p>b 設置場所 神戸市中央区港島中町（ポートアイランド）</p> <p>c 滑走路長 40m×20m</p> <p>d 面 積 2.8ha</p> <p>e 開 港 昭和62年12月</p> <p>イ 利用状況</p> <p>年間着陸回数 687回（平成27年度）</p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>4 航空事故件数の推移</p> <p>(2) わが国における民間航空事故の推移</p> <p>全体では減少傾向にある。また、大型飛行機による事故は年数件程度であり、小型飛行機、回転翼航空機等による事故が大半を占めている。</p>  <p>(注) (1) わが国の領域で発生した事故（外国機に係る事故を含む。）及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。 (3) 小型飛行機には超軽量動力機を含む。 (4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2013</p>	<p>4 航空事故件数の推移</p> <p>(2) わが国における民間航空事故の推移</p> <p>全体では減少傾向にある。また、大型飛行機による事故は年数件程度であり、小型飛行機、回転翼航空機等による事故が大半を占めている。</p>  <p>(注) (1) わが国の領域で発生した事故（外国機に係る事故を含む。）及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。 (3) 小型飛行機には超軽量動力機を含む。 (4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2016</p>	

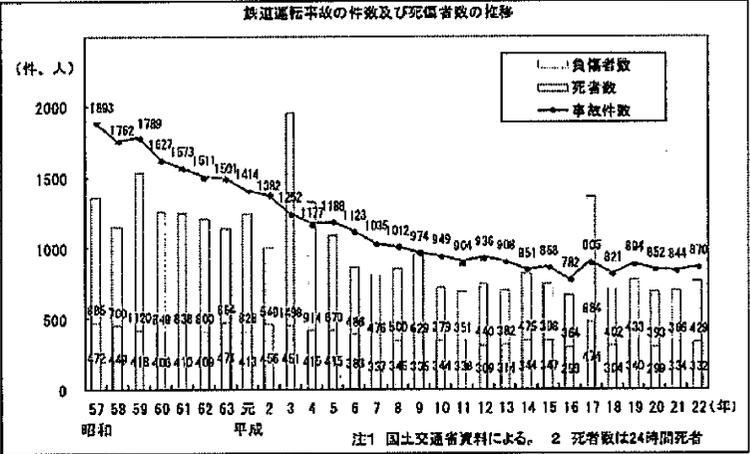
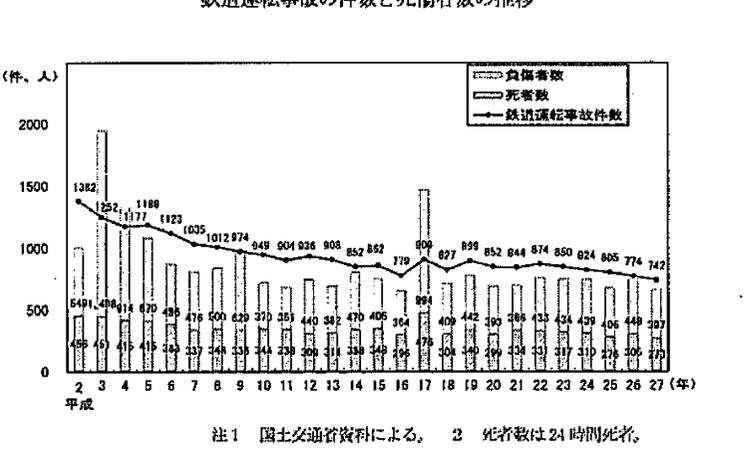
大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>(3) 我が国の航空会社による事故件数及び発生率の推移 わが国の航空会社による事故件数は、この30年あまりの間で約2分の1に減少している。また、この間輸送量は増加してきているが、事故の発生率は約5分の1に減少している。</p> <p>※平成3、17、22年の事故件数は0件</p> <p>(注) (1) 本邦航空運送事業者による大規模飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2013</p>	<p>(3) 我が国の航空会社による事故件数及び発生率の推移 わが国の航空会社による事故件数は、この30年あまりの間で約2分の1に減少している。また、この間輸送量は増加してきているが、事故の発生率は約5分の1に減少している。</p> <p>(注) (1) 本邦航空運送事業者による大規模飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2016</p>	

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																												
14-18	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況</p> <p>兵庫県内には、西日本旅客鉄道（以下、本款において「JR西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。更にJR西日本以外に公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクターとして北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道、智頭急行、神戸高速鉄道、神戸新交通及び関西高速鉄道（JR東西線）が走っている。更にその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電鉄などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。</p> <p>列車の運転本数は、JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄が並行する神戸市～大阪市間がもっとも多く、これら各社とも三ノ宮（三宮）駅の乗降客数が最大である。</p> <p>主要な鉄道路線の延べ運転本数等</p> <table border="1" data-bbox="280 1066 1041 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>鉄道路線名</th> <th>駅 名</th> <th>1日当たりの運転本数(回)</th> <th>1日平均乗降客数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">JR西日本</td> <td>山陽新幹線</td> <td>新神戸駅</td> <td>271本</td> <td>15,262人</td> </tr> <tr> <td>東海道本線</td> <td>三ノ宮駅</td> <td>596本</td> <td>235,232人</td> </tr> <tr> <td>山陽本線</td> <td>姫路駅</td> <td>323本</td> <td>91,848人</td> </tr> <tr> <td>福知山線</td> <td>宝塚駅</td> <td>341本</td> <td>63,674人</td> </tr> <tr> <td>播但線</td> <td>福崎駅</td> <td>33本</td> <td>3,794人</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄</td> <td>神戸本線</td> <td>三宮駅</td> <td>507本</td> <td>111,477人</td> </tr> <tr> <td>阪神電鉄</td> <td>本線</td> <td>三宮駅</td> <td>486本</td> <td>96,802人</td> </tr> <tr> <td>山陽電鉄</td> <td>本線</td> <td>明石駅</td> <td>328本</td> <td>27,680人</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>有馬線</td> <td>鈴蘭台駅</td> <td>397本</td> <td>21,343人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成22年兵庫県統計書」、平成26年3月時刻表及び各社聞き取り</p>	区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(回)	1日平均乗降客数(人)	JR西日本	山陽新幹線	新神戸駅	271本	15,262人	東海道本線	三ノ宮駅	596本	235,232人	山陽本線	姫路駅	323本	91,848人	福知山線	宝塚駅	341本	63,674人	播但線	福崎駅	33本	3,794人	阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	507本	111,477人	阪神電鉄	本線	三宮駅	486本	96,802人	山陽電鉄	本線	明石駅	328本	27,680人	神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	397本	21,343人	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 鉄道の整備状況</p> <p>兵庫県内には、西日本旅客鉄道（以下、本款において「JR西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である東海道本線、山陽本線、赤穂線及び山陰本線が東西に、加古川線、姫新線、福知山線及び播但線が南北に走っている。更にJR西日本以外に公営交通では、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクターとして北条鉄道、北近畿タンゴ鉄道（京都丹後鉄道）、智頭急行、神戸高速鉄道、神戸新交通及び関西高速鉄道（JR東西線）が走っている。更にその他の私鉄では、神戸電鉄、山陽電気鉄道、能勢電鉄、阪急電鉄、阪神電鉄などがあり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。</p> <p>列車の運転本数は、JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄が並行する神戸市～大阪市間がもっとも多く、これら各社とも三ノ宮（神戸三宮）駅の乗降客数が最大である。</p> <p>主要な鉄道路線の延べ運転本数等</p> <table border="1" data-bbox="1137 1066 1899 1332"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>鉄道路線名</th> <th>駅 名</th> <th>1日当たりの運転本数(回)</th> <th>1日平均乗降客数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">JR西日本</td> <td>山陽新幹線</td> <td>新神戸駅</td> <td>269本</td> <td>17,542人</td> </tr> <tr> <td>東海道本線</td> <td>三ノ宮駅</td> <td>617本</td> <td>237,292人</td> </tr> <tr> <td>山陽本線</td> <td>姫路駅</td> <td>354本</td> <td>98,152人</td> </tr> <tr> <td>福知山線</td> <td>宝塚駅</td> <td>369本</td> <td>65,104人</td> </tr> <tr> <td>播但線</td> <td>福崎駅</td> <td>32本</td> <td>3,382人</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄</td> <td>神戸本線</td> <td>神戸三宮駅</td> <td>493本</td> <td>112,709人</td> </tr> <tr> <td>阪神電鉄</td> <td>本線</td> <td>神戸三宮駅</td> <td>496本</td> <td>102,494人</td> </tr> <tr> <td>山陽電鉄</td> <td>本線</td> <td>山陽明石駅</td> <td>324本</td> <td>26,274人</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>有馬線</td> <td>鈴蘭台駅</td> <td>382本</td> <td>20,388人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成26年兵庫県統計書」、平成29年3月時刻表及び各社聞き取り</p>	区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(回)	1日平均乗降客数(人)	JR西日本	山陽新幹線	新神戸駅	269本	17,542人	東海道本線	三ノ宮駅	617本	237,292人	山陽本線	姫路駅	354本	98,152人	福知山線	宝塚駅	369本	65,104人	播但線	福崎駅	32本	3,382人	阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	493本	112,709人	阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	496本	102,494人	山陽電鉄	本線	山陽明石駅	324本	26,274人	神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	382本	20,388人	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(回)	1日平均乗降客数(人)																																																																																											
JR西日本	山陽新幹線	新神戸駅	271本	15,262人																																																																																											
	東海道本線	三ノ宮駅	596本	235,232人																																																																																											
	山陽本線	姫路駅	323本	91,848人																																																																																											
	福知山線	宝塚駅	341本	63,674人																																																																																											
	播但線	福崎駅	33本	3,794人																																																																																											
阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	507本	111,477人																																																																																											
阪神電鉄	本線	三宮駅	486本	96,802人																																																																																											
山陽電鉄	本線	明石駅	328本	27,680人																																																																																											
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	397本	21,343人																																																																																											
区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(回)	1日平均乗降客数(人)																																																																																											
JR西日本	山陽新幹線	新神戸駅	269本	17,542人																																																																																											
	東海道本線	三ノ宮駅	617本	237,292人																																																																																											
	山陽本線	姫路駅	354本	98,152人																																																																																											
	福知山線	宝塚駅	369本	65,104人																																																																																											
	播但線	福崎駅	32本	3,382人																																																																																											
阪急電鉄	神戸本線	神戸三宮駅	493本	112,709人																																																																																											
阪神電鉄	本線	神戸三宮駅	496本	102,494人																																																																																											
山陽電鉄	本線	山陽明石駅	324本	26,274人																																																																																											
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	382本	20,388人																																																																																											

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	<p>路線調書</p> <p>(3) 第3セクター (平成 25. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>車・複</th> <th>電 化 非電化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北条鉄道㈱</td> <td>北条線</td> <td>北条町</td> <td>栗生</td> <td>13.6</td> <td>単</td> <td>非電化</td> <td>昭和60年4月1日開業</td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道㈱</td> <td>宮津線</td> <td>但馬三江 (西舞鶴)</td> <td>豊岡</td> <td>3.0 (83.6)</td> <td>"</td> <td>非電化</td> <td>平成2年4月1日開業 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立</td> </tr> <tr> <td>智頭急行㈱</td> <td>智頭線</td> <td>上郡 (智頭)</td> <td>石(智頭)井</td> <td>27.1 (56.1)</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神戸高速鉄道㈱</td> <td>東西線</td> <td>西代</td> <td>阪急三宮・阪神元町</td> <td>6.7, 5.0 7.2</td> <td>複</td> <td>電 化</td> <td>昭和43年4月7日開業</td> </tr> <tr> <td>南北線</td> <td>湊</td> <td>川新開地</td> <td>0.4</td> <td>"</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北神線</td> <td>新神戸</td> <td>谷上</td> <td>7.5</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神戸新交通㈱</td> <td>神戸新交通ポートアイランド線</td> <td>三宮</td> <td>神戸空港</td> <td>10.8</td> <td>複 8.2 単 2.6</td> <td>"</td> <td>昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通六甲アイランド線</td> <td>住吉</td> <td>マリンパーク</td> <td>4.5</td> <td>複</td> <td>"</td> <td>平成2年2月21日開業</td> </tr> <tr> <td>関西高速鉄道㈱</td> <td>JR東西線 (京橋)</td> <td>尼崎</td> <td>崎</td> <td>(12.5)</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>平成9年3月8日開業 県内通過分は1.2km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6社9線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>74.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 81.0km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (平成 25. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲山観光㈱</td> <td>鋼索線</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄㈱</td> <td>"</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山上</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>虹</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(財) 神戸市すまいまちづくり公社</td> <td>索道線</td> <td>虹</td> <td>星</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ハープ園山麓</td> <td>ハープ園山頂</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路市交通局</td> <td>"</td> <td>書写</td> <td>書写山上</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山陽電気鉄道㈱</td> <td>"</td> <td>須磨浦公園</td> <td>針伏山上</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>城崎観光㈱</td> <td>"</td> <td>城崎温泉</td> <td>大師山頂</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6社9線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	車・複	電 化 非電化	備 考	北条鉄道㈱	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業	北近畿タンゴ鉄道㈱	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	"	非電化	平成2年4月1日開業 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立	智頭急行㈱	智頭線	上郡 (智頭)	石(智頭)井	27.1 (56.1)	"	"	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km	神戸高速鉄道㈱	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	6.7, 5.0 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業	南北線	湊	川新開地	0.4	"	"		北神線	新神戸	谷上	7.5	"	"	昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者)	神戸新交通㈱	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	"	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	"	平成2年2月21日開業	関西高速鉄道㈱	JR東西線 (京橋)	尼崎	崎	(12.5)	"	"	平成9年3月8日開業 県内通過分は1.2km	計	6社9線	-	-	74.1	-	-	県内通過分合計 81.0km	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲山観光㈱	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		能勢電鉄㈱	"	黒川	ケーブル山上	0.6		"	"	摩耶ケーブル	虹	0.9		(財) 神戸市すまいまちづくり公社	索道線	虹	星	0.9		"	六甲山頂	有馬温泉	2.8		"	ハープ園山麓	ハープ園山頂	1.5		姫路市交通局	"	書写	書写山上	0.8		山陽電気鉄道㈱	"	須磨浦公園	針伏山上	0.5		城崎観光㈱	"	城崎温泉	大師山頂	0.7		計	6社9線	-	-	10.4		<p>路線調書</p> <p>(3) 第3セクター (平成 28. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>車・複</th> <th>電 化 非電化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北条鉄道㈱</td> <td>北条線</td> <td>北条町</td> <td>栗生</td> <td>13.6</td> <td>単</td> <td>非電化</td> <td>昭和60年4月1日開業</td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道㈱</td> <td>宮津線</td> <td>コウノリ(西舞鶴)</td> <td>豊岡</td> <td>3.0 (83.6)</td> <td>"</td> <td>非電化</td> <td>平成2年4月1日開業 平成27年4月1日 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: KILLER TRAINS (株) 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立</td> </tr> <tr> <td>智頭急行㈱</td> <td>智頭線</td> <td>上郡 (智頭)</td> <td>石(智頭)井</td> <td>27.1 (56.1)</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神戸高速鉄道㈱</td> <td>東西線</td> <td>西代</td> <td>阪急三宮・阪神元町</td> <td>6.7, 5.0 7.2</td> <td>複</td> <td>電 化</td> <td>昭和43年4月7日開業</td> </tr> <tr> <td>南北線</td> <td>湊</td> <td>川新開地</td> <td>0.4</td> <td>"</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北神線</td> <td>新神戸</td> <td>谷上</td> <td>7.5</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者) 第二種鉄道事業者: 北神急行電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">神戸新交通㈱</td> <td>神戸新交通ポートアイランド線</td> <td>三宮</td> <td>神戸空港</td> <td>10.8</td> <td>複 8.2 単 2.6</td> <td>"</td> <td>昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通六甲アイランド線</td> <td>住吉</td> <td>マリンパーク</td> <td>4.5</td> <td>複</td> <td>"</td> <td>平成2年2月21日開業</td> </tr> <tr> <td>関西高速鉄道㈱</td> <td>JR東西線 (京橋)</td> <td>尼崎</td> <td>崎</td> <td>(12.5)</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>平成9年3月8日開業 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: JR西日本 県内通過分は1.2km</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6社9線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>74.1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 81.0km</td> </tr> </tbody> </table> <p>第二種鉄道事業者とは、自らが敷設する鉄道線路以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客等の運送を行う事業者</p> <p>第三種鉄道事業者とは、鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業者</p> <p>出典：「平成 28 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (平成 28. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲山観光㈱</td> <td>鋼索線</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>能勢電鉄㈱</td> <td>"</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山上</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>"</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>虹</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神戸市すまいまちづくり公社</td> <td>索道線</td> <td>虹</td> <td>星</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>ハープ園山麓</td> <td>ハープ園山頂</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路市交通局</td> <td>"</td> <td>書写</td> <td>書写山上</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山陽電気鉄道㈱</td> <td>"</td> <td>須磨浦公園</td> <td>針伏山上</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>城崎観光㈱</td> <td>"</td> <td>城崎温泉</td> <td>大師山頂</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6社9線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 28 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	車・複	電 化 非電化	備 考	北条鉄道㈱	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業	北近畿タンゴ鉄道㈱	宮津線	コウノリ(西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	"	非電化	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: KILLER TRAINS (株) 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立	智頭急行㈱	智頭線	上郡 (智頭)	石(智頭)井	27.1 (56.1)	"	"	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km	神戸高速鉄道㈱	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	6.7, 5.0 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業	南北線	湊	川新開地	0.4	"	"		北神線	新神戸	谷上	7.5	"	"	昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者) 第二種鉄道事業者: 北神急行電鉄(株)	神戸新交通㈱	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	"	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	"	平成2年2月21日開業	関西高速鉄道㈱	JR東西線 (京橋)	尼崎	崎	(12.5)	"	"	平成9年3月8日開業 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: JR西日本 県内通過分は1.2km	計	6社9線	-	-	74.1	-	-	県内通過分合計 81.0km	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲山観光㈱	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		能勢電鉄㈱	"	黒川	ケーブル山上	0.6		"	"	摩耶ケーブル	虹	0.9		神戸市すまいまちづくり公社	索道線	虹	星	0.9		"	六甲山頂	有馬温泉	2.8		"	ハープ園山麓	ハープ園山頂	1.5		姫路市交通局	"	書写	書写山上	0.8		山陽電気鉄道㈱	"	須磨浦公園	針伏山上	0.5		城崎観光㈱	"	城崎温泉	大師山頂	0.7		計	6社9線	-	-	10.4		
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	車・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北条鉄道㈱	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北近畿タンゴ鉄道㈱	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	"	非電化	平成2年4月1日開業 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
智頭急行㈱	智頭線	上郡 (智頭)	石(智頭)井	27.1 (56.1)	"	"	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神戸高速鉄道㈱	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	6.7, 5.0 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	南北線	湊	川新開地	0.4	"	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	北神線	新神戸	谷上	7.5	"	"	昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者)																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神戸新交通㈱	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	"	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	"	平成2年2月21日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
関西高速鉄道㈱	JR東西線 (京橋)	尼崎	崎	(12.5)	"	"	平成9年3月8日開業 県内通過分は1.2km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	6社9線	-	-	74.1	-	-	県内通過分合計 81.0km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
六甲山観光㈱	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
能勢電鉄㈱	"	黒川	ケーブル山上	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
"	"	摩耶ケーブル	虹	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
(財) 神戸市すまいまちづくり公社	索道線	虹	星	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	"	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	"	ハープ園山麓	ハープ園山頂	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
姫路市交通局	"	書写	書写山上	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
山陽電気鉄道㈱	"	須磨浦公園	針伏山上	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
城崎観光㈱	"	城崎温泉	大師山頂	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計	6社9線	-	-	10.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	車・複	電 化 非電化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北条鉄道㈱	北条線	北条町	栗生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
北近畿タンゴ鉄道㈱	宮津線	コウノリ(西舞鶴)	豊岡	3.0 (83.6)	"	非電化	平成2年4月1日開業 平成27年4月1日 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: KILLER TRAINS (株) 県内通過分は7.4km ※宮津～天橋立																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
智頭急行㈱	智頭線	上郡 (智頭)	石(智頭)井	27.1 (56.1)	"	"	平成6年12月3日開業 県内通過分は28.4km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神戸高速鉄道㈱	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	6.7, 5.0 7.2	複	電 化	昭和43年4月7日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	南北線	湊	川新開地	0.4	"	"																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	北神線	新神戸	谷上	7.5	"	"	昭和53年4月2日開業 平成14年4月1日 (第三種事業者) 第二種鉄道事業者: 北神急行電鉄(株)																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
神戸新交通㈱	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.8	複 8.2 単 2.6	"	昭和56年2月5日開業 平成18年2月2日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリンパーク	4.5	複	"	平成2年2月21日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
関西高速鉄道㈱	JR東西線 (京橋)	尼崎	崎	(12.5)	"	"	平成9年3月8日開業 (第三種鉄道事業者) 第二種鉄道事業者: JR西日本 県内通過分は1.2km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
計	6社9線	-	-	74.1	-	-	県内通過分合計 81.0km																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
六甲山観光㈱	鋼索線	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
能勢電鉄㈱	"	黒川	ケーブル山上	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
"	"	摩耶ケーブル	虹	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
神戸市すまいまちづくり公社	索道線	虹	星	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	"	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	"	ハープ園山麓	ハープ園山頂	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
姫路市交通局	"	書写	書写山上	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
山陽電気鉄道㈱	"	須磨浦公園	針伏山上	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
城崎観光㈱	"	城崎温泉	大師山頂	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
計	6社9線	-	-	10.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 最近の鉄道事故の傾向</p> <p>(2) 鉄道事故に関する最近の傾向</p> <p>鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向をみせていたが、平成17年の発生件数は905件、死傷者数は1,358人で、12年の発生件数936件、死傷者数749人と比較すると、発生件数は3%減少したものの、死傷者数が81%増加した。最近では、16年10月の新潟県中越地震に伴う東日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR東日本」という。)の上越新幹線の列車脱線事故、17年3月の土佐くろしお鉄道宿毛線における列車脱線事故、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生している。</p>  <p>出典：第9次交通安全基本計画</p>	<p>2 最近の鉄道事故の傾向</p> <p>(2) 鉄道事故に関する最近の傾向</p> <p>鉄道における運転事故は、長期的には減少傾向をみせており、平成27年の発生件数は742件、死傷者数は670人で、22年の発生件数874件、死傷者数764人と比較すると、発生件数は1.5%、死傷者数が1.2%減少した。なお、17年4月のJR西日本福知山線における列車脱線事故、そして17年12月のJR東日本羽越線における列車脱線事故といった社会的にも大きな影響を与えた運転事故が発生したが、18年から27年までの間は乗客の死亡事故が発生しなかった。</p>  <p>出典：第10次交通安全基本計画</p>	
20-21	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現行																																																																																																																																																																																																																											
	<p>第3款 道路の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路交通の概況</p> <p>兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。</p> <p>本県の道路は、実延長約36,490kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p> <p>○兵庫県内道路種別現況 (平成24年4月1日現在、延長：km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管 理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>改良済</th> <th>改良率</th> <th>舗装延長</th> <th>舗装率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高速国道</td> <td>西日本高速道路(株)・国土交通省</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>名神高速</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>103.5</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狭道</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨磨戸取道</td> <td>9.4</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>299.4</td> <td>299.4</td> <td>100%</td> <td>299.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td rowspan="5">指定区間</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>457.7</td> <td>457.7</td> <td>100%</td> <td>457.7</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路(神戸線)</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>566.2</td> <td>566.2</td> <td>100%</td> <td>566.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定区間外</td> <td>県</td> <td>890.6</td> <td>853.3</td> <td>95.8%</td> <td>885.5</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>37.5</td> <td>34.9</td> <td>93.1%</td> <td>37.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1,494.3</td> <td>1,454.4</td> <td>97.3%</td> <td>1,489.2</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td rowspan="2">主要</td> <td>県</td> <td>1,571.0</td> <td>1,446.9</td> <td>92.1%</td> <td>1,548.8</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>263.8</td> <td>230.8</td> <td>87.5%</td> <td>258.0</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>県</td> <td>2,406.5</td> <td>1,701.8</td> <td>70.7%</td> <td>2,199.2</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>93.4</td> <td>70.7</td> <td>75.7%</td> <td>85.1</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>4,416.5</td> <td>3,532.0</td> <td>80.0%</td> <td>4,172.9</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市町村道</td> <td rowspan="5">神戸市道</td> <td>主要市道</td> <td>42.2</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>5,472.2</td> <td>3,116.7</td> <td>57.0%</td> <td>3,894.4</td> <td>71.2%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>9.1</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の87市町道</td> <td>24,751.8</td> <td>14,679.1</td> <td>59.3%</td> <td>21,386.8</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>30,279.8</td> <td>17,851.6</td> <td>59.0%</td> <td>25,347.0</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 計</td> <td>36,490.0</td> <td>21,383.6</td> <td>61.6%</td> <td>29,519.9</td> <td>81.2%</td> </tr> </tbody> </table>	法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	高速国道	西日本高速道路(株)・国土交通省	11.2	11.2	100%	11.2	100%	名神高速	117.9	117.9	100%	117.9	100%	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	舞鶴若狭道	12.8	12.8	100%	12.8	100%	播磨磨戸取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%		計	299.4	299.4	100%	299.4	100%	一般国道	指定区間	国土交通省直轄	457.7	457.7	100%	457.7	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路(神戸線)	78.6	78.6	100%	78.6	100%	小計	566.2	566.2	100%	566.2	100%	指定区間外	県	890.6	853.3	95.8%	885.5	99.4%	神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%		計	1,494.3	1,454.4	97.3%	1,489.2	99.7%	県道	主要	県	1,571.0	1,446.9	92.1%	1,548.8	98.6%	神戸市	263.8	230.8	87.5%	258.0	97.8%	一般	県	2,406.5	1,701.8	70.7%	2,199.2	91.4%	神戸市	93.4	70.7	75.7%	85.1	91.1%	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%		計	4,416.5	3,532.0	80.0%	4,172.9	94.5%	市町村道	神戸市道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%	他の神戸市道	5,472.2	3,116.7	57.0%	3,894.4	71.2%	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%	神戸市以外の87市町道	24,751.8	14,679.1	59.3%	21,386.8	86.4%		計	30,279.8	17,851.6	59.0%	25,347.0	83.7%		総 計	36,490.0	21,383.6	61.6%	29,519.9	81.2%
法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率																																																																																																																																																																																																																						
高速国道	西日本高速道路(株)・国土交通省	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																						
	名神高速	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																						
	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%																																																																																																																																																																																																																						
	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																						
	舞鶴若狭道	12.8	12.8	100%	12.8	100%																																																																																																																																																																																																																						
	播磨磨戸取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%																																																																																																																																																																																																																						
	計	299.4	299.4	100%	299.4	100%																																																																																																																																																																																																																						
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	457.7	457.7	100%	457.7	100%																																																																																																																																																																																																																					
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																					
		第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																					
		本四道路(神戸線)	78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																					
		小計	566.2	566.2	100%	566.2	100%																																																																																																																																																																																																																					
	指定区間外	県	890.6	853.3	95.8%	885.5	99.4%																																																																																																																																																																																																																					
		神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%																																																																																																																																																																																																																					
		計	1,494.3	1,454.4	97.3%	1,489.2	99.7%																																																																																																																																																																																																																					
	県道	主要	県	1,571.0	1,446.9	92.1%	1,548.8	98.6%																																																																																																																																																																																																																				
			神戸市	263.8	230.8	87.5%	258.0	97.8%																																																																																																																																																																																																																				
一般		県	2,406.5	1,701.8	70.7%	2,199.2	91.4%																																																																																																																																																																																																																					
		神戸市	93.4	70.7	75.7%	85.1	91.1%																																																																																																																																																																																																																					
阪高神戸西宮線		25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																						
阪高大阪西宮線		7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																						
阪高北神戸線		32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																						
阪高湾岸線		14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																						
阪高大阪池田線		2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																						
		計	4,416.5	3,532.0	80.0%	4,172.9	94.5%																																																																																																																																																																																																																					
市町村道	神戸市道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%																																																																																																																																																																																																																					
		他の神戸市道	5,472.2	3,116.7	57.0%	3,894.4	71.2%																																																																																																																																																																																																																					
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																					
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																					
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%																																																																																																																																																																																																																					
	神戸市以外の87市町道	24,751.8	14,679.1	59.3%	21,386.8	86.4%																																																																																																																																																																																																																						
	計	30,279.8	17,851.6	59.0%	25,347.0	83.7%																																																																																																																																																																																																																						
	総 計	36,490.0	21,383.6	61.6%	29,519.9	81.2%																																																																																																																																																																																																																						

出典：「平成25年度県土整備部概要（資料編）」

頁	修正案	理由																																																																																																																																																																																																																																	
	<p>第3款 道路の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路交通の概況</p> <p>兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。</p> <p>本県の道路は、実延長約36,720kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p> <p>○兵庫県内道路種別現況 (平成27年4月1日現在、延長：km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管 理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>改良済</th> <th>改良率</th> <th>舗装延長</th> <th>舗装率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">高速国道</td> <td>西日本高速道路(株)・国土交通省</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>名神高速</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>103.5</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狭道</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨磨戸取道</td> <td>9.4</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>299.4</td> <td>299.4</td> <td>100%</td> <td>299.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td rowspan="5">指定区間</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>472.2</td> <td>472.2</td> <td>100%</td> <td>472.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路(神戸線)</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>580.7</td> <td>580.7</td> <td>100%</td> <td>580.7</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">指定区間外</td> <td>県</td> <td>885.6</td> <td>845.7</td> <td>95.5%</td> <td>880.5</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>37.5</td> <td>34.9</td> <td>93.1%</td> <td>37.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>1,503.8</td> <td>1,461.3</td> <td>97.2%</td> <td>1,498.7</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td rowspan="2">主要</td> <td>県</td> <td>1,573.7</td> <td>1,455.5</td> <td>92.5%</td> <td>1,555.8</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>264.3</td> <td>232.8</td> <td>88.1%</td> <td>258.5</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>県</td> <td>2,409.8</td> <td>1,713.6</td> <td>71.1%</td> <td>2,203.6</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>93.7</td> <td>74.0</td> <td>79.0%</td> <td>85.4</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>4,423.3</td> <td>3,557.7</td> <td>80.4%</td> <td>4,185.1</td> <td>94.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市町村道</td> <td rowspan="5">神戸市道</td> <td>主要市道</td> <td>42.2</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>5,501.6</td> <td>3,199.5</td> <td>58.2%</td> <td>3,973.7</td> <td>72.2%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>9.1</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸トンネル</td> <td>8.5</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> <td>8.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の40市町道</td> <td>24,932.5</td> <td>15,063.5</td> <td>60.4%</td> <td>21,655.6</td> <td>86.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>30,498.4</td> <td>18,327.3</td> <td>60.1%</td> <td>25,693.6</td> <td>84.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総 計</td> <td>36,724.9</td> <td>23,645.7</td> <td>64.4%</td> <td>31,676.8</td> <td>86.3%</td> </tr> </tbody> </table>	法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	高速国道	西日本高速道路(株)・国土交通省	11.2	11.2	100%	11.2	100%	名神高速	117.9	117.9	100%	117.9	100%	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	舞鶴若狭道	12.8	12.8	100%	12.8	100%	播磨磨戸取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%		計	299.4	299.4	100%	299.4	100%	一般国道	指定区間	国土交通省直轄	472.2	472.2	100%	472.2	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路(神戸線)	78.6	78.6	100%	78.6	100%	小計	580.7	580.7	100%	580.7	100%	指定区間外	県	885.6	845.7	95.5%	880.5	99.4%	神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%		計	1,503.8	1,461.3	97.2%	1,498.7	99.7%	県道	主要	県	1,573.7	1,455.5	92.5%	1,555.8	98.9%	神戸市	264.3	232.8	88.1%	258.5	97.8%	一般	県	2,409.8	1,713.6	71.1%	2,203.6	91.4%	神戸市	93.7	74.0	79.0%	85.4	91.1%	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%		計	4,423.3	3,557.7	80.4%	4,185.1	94.6%	市町村道	神戸市道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%	他の神戸市道	5,501.6	3,199.5	58.2%	3,973.7	72.2%	阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%	神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%		計	30,498.4	18,327.3	60.1%	25,693.6	84.2%		総 計	36,724.9	23,645.7	64.4%	31,676.8	86.3%	
法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率																																																																																																																																																																																																																													
高速国道	西日本高速道路(株)・国土交通省	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																													
	名神高速	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																													
	中国自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%																																																																																																																																																																																																																													
	山陽自動車道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																													
	舞鶴若狭道	12.8	12.8	100%	12.8	100%																																																																																																																																																																																																																													
	播磨磨戸取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%																																																																																																																																																																																																																													
	計	299.4	299.4	100%	299.4	100%																																																																																																																																																																																																																													
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	472.2	472.2	100%	472.2	100%																																																																																																																																																																																																																												
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																												
		第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																												
		本四道路(神戸線)	78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																												
		小計	580.7	580.7	100%	580.7	100%																																																																																																																																																																																																																												
	指定区間外	県	885.6	845.7	95.5%	880.5	99.4%																																																																																																																																																																																																																												
		神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%																																																																																																																																																																																																																												
		計	1,503.8	1,461.3	97.2%	1,498.7	99.7%																																																																																																																																																																																																																												
	県道	主要	県	1,573.7	1,455.5	92.5%	1,555.8	98.9%																																																																																																																																																																																																																											
			神戸市	264.3	232.8	88.1%	258.5	97.8%																																																																																																																																																																																																																											
一般		県	2,409.8	1,713.6	71.1%	2,203.6	91.4%																																																																																																																																																																																																																												
		神戸市	93.7	74.0	79.0%	85.4	91.1%																																																																																																																																																																																																																												
阪高神戸西宮線		25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																													
阪高大阪西宮線		7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																													
阪高北神戸線		32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																													
阪高湾岸線		14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																													
阪高大阪池田線		2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																													
		計	4,423.3	3,557.7	80.4%	4,185.1	94.6%																																																																																																																																																																																																																												
市町村道	神戸市道	主要市道	42.2	42.2	100%	42.2	100%																																																																																																																																																																																																																												
		他の神戸市道	5,501.6	3,199.5	58.2%	3,973.7	72.2%																																																																																																																																																																																																																												
		阪高北神戸線	3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																												
		阪高湾岸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																												
		阪高神戸山手線	9.1	9.1	100%	9.1	100%																																																																																																																																																																																																																												
	阪高神戸トンネル	8.5	8.5	100%	8.5	100%																																																																																																																																																																																																																													
神戸市以外の40市町道	24,932.5	15,063.5	60.4%	21,655.6	86.9%																																																																																																																																																																																																																														
	計	30,498.4	18,327.3	60.1%	25,693.6	84.2%																																																																																																																																																																																																																													
	総 計	36,724.9	23,645.7	64.4%	31,676.8	86.3%																																																																																																																																																																																																																													

出典：「平成28年度県土整備部概要（資料編）」

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 県内の高速道路、一般国道等の路線図</p>	<p>2 県内の高速道路、一般国道等の路線図</p>	

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
32	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第1節 交通の安全のための情報の充実 第2 内容 5 県の交通安全の普及啓発活動</p> <p>県は、県警察本部、市町等と相互に連携をして、広く県民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「交通安全県民運動」等を推進することとする。また、県、県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保 第1節 交通の安全のための情報の充実 第2 内容 5 県の交通安全の普及啓発活動</p> <p>県は、県警察本部、市町等と相互に連携をして、広く県民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進することとする。また、県、県警察本部等は、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図ることとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
45	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第5節 雑踏事故の予防 第2 内容 6 警察署</p> <p>(1) 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群集が集合し、または通過する施設、場所及び地域の状況）、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第5節 雑踏事故の予防 第2 内容 6 警察署</p> <p>(1) 事前に行事等の主催者等と緊密な連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件（群衆が集合し、または通過する施設、場所及び地域の状況）、群衆に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図ることとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
47	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究 </div>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実 第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (3) ボランティア活動の支援拠点の整備</p> <p>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</p> <p>なお、県においては、県民ボランティア活動の全県的支援拠点であるひょうごボランティアプラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(ひょうごボランティアプラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究、災害ボランティアの支援 </div>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

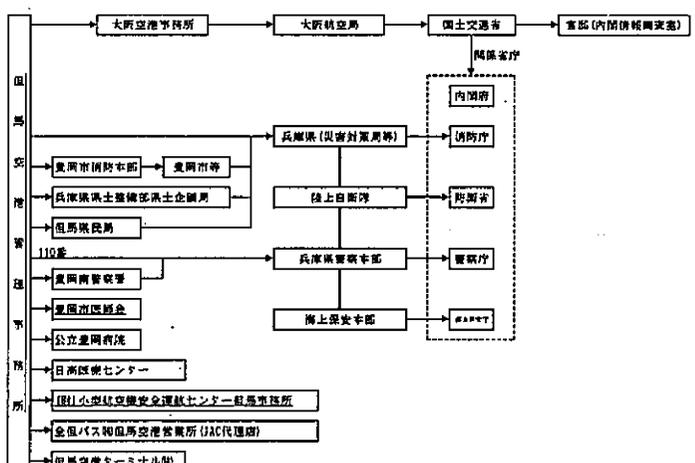
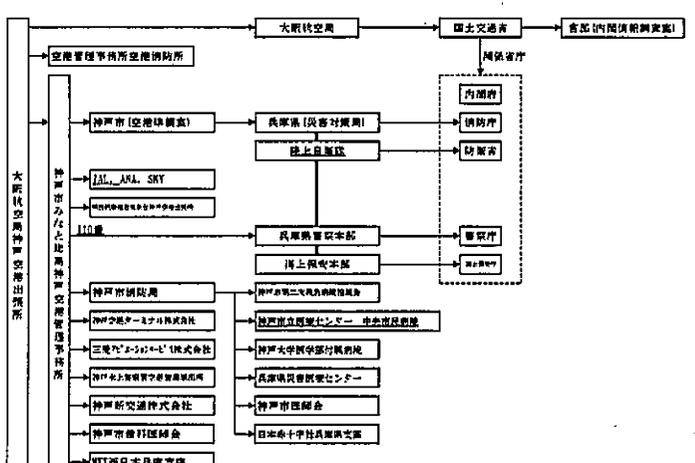
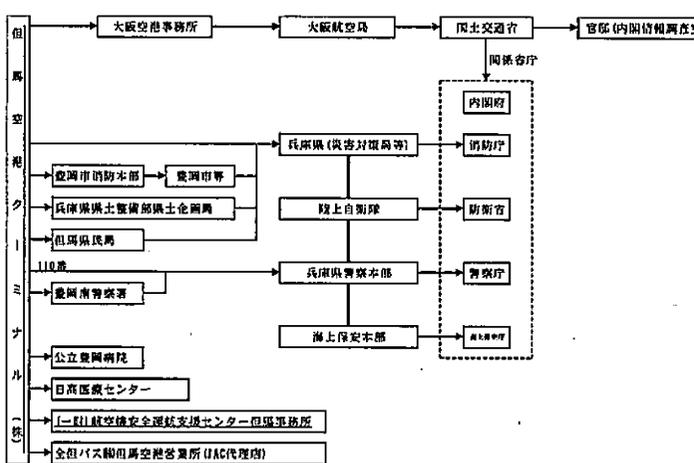
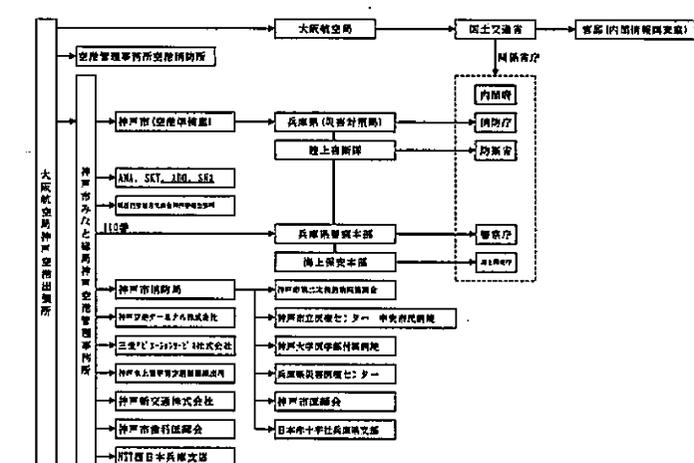
大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由								
58	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 3 応急対策の主な流れ (1) 航空災害 ⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合</p> <table border="1" data-bbox="280 464 714 711"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港管理事務所</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	取組	発生時	<ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港管理事務所</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針 3 応急対策の主な流れ (1) 航空災害 ⑤ それ以外の地域における航空機の墜落等の場合</p> <table border="1" data-bbox="1120 472 1545 722"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>取組</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生時</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港ターミナル(株)</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	取組	発生時	<ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港ターミナル(株)</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
事項	取組										
発生時	<ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港管理事務所</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 										
事項	取組										
発生時	<ul style="list-style-type: none"> - 近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港ターミナル(株)</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等 										
69-82	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港管理事務所</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 大阪空港事務所長又は<u>但馬空港管理事務所長</u>は、航空事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、<u>但馬空港ターミナル(株)</u>、<u>神戸空港管理事務所</u>、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容 1 航空災害の第一報の情報伝達 (1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合 大阪空港事務所長又は<u>但馬空港ターミナル(株) 空港長</u>は、航空事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、</p>	<p>所管課及び関係機関の意見に基づく修正</p>								

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害</p> <p>注1 新関西国際空港(株)は、伊丹警察署空港警備派出所に連絡するとともに、110番通報も行うこととする。</p> <p>2 新関西国際空港(株)は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他関係機関は、大阪府、大阪府警察本部及び大阪空港交通(株)を指す。</p>	<p>当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害</p> <p>注1 関西エアポート(株)は、伊丹警察署空港警備派出所に連絡するとともに、110番通報も行うこととする。</p> <p>2 関西エアポート(株)は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 その他関係機関は、大阪府、大阪府警察本部及び大阪空港交通(株)、<u>新関西国際空港(株)</u>を指す。</p>	

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p>  <p>注2 但馬空港管理事務所は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p> <p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> 	<p>② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p>  <p>注2 但馬空港ターミナル(株)は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p> <p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> 	

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																				
	<p>4 災害情報等の収集、報告等 (8) 市町における被害状況の収集伝達計画 ○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1" data-bbox="295 384 1061 1134"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)</td> <td>災害即報</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部</td> </tr> <tr> <td>各部局が把握した被害の状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>空港の閉鎖(運用)状況</td> <td>技術企画課 ← 空港政策課 ← 新関西国際空港(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所</td> </tr> <tr> <td>鉄道の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社</td> </tr> <tr> <td>道路の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]</td> </tr> <tr> <td>県 警 本 部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)	災害即報	事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 新関西国際空港(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]	県 警 本 部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	<p>4 災害情報等の収集、報告等 (8) 市町における被害状況の収集伝達計画 ○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1" data-bbox="1128 376 1895 1134"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)</td> <td>災害即報</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部</td> </tr> <tr> <td>各部局が把握した被害の状況</td> <td>事務局 ← 各部局総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>空港の閉鎖(運用)状況</td> <td>技術企画課 ← 空港政策課 ← 関西エアポート(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所</td> </tr> <tr> <td>鉄道の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社</td> </tr> <tr> <td>道路の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]</td> </tr> <tr> <td>県 警 本 部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)	災害即報	事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等	県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 関西エアポート(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]	県 警 本 部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)	災害即報	事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部																																					
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等																																					
県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 新関西国際空港(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所																																					
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社																																					
	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]																																					
県 警 本 部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局 (災害の全般的な状況)	災害即報	事務局 ← 各部・各所属 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部																																					
	各部局が把握した被害の状況	事務局 ← 各部局総務課等																																					
県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← 関西エアポート(株) 但馬空港ターミナル㈱ 各ヘリポート管理事務所																																					
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← JR西日本 私鉄等各社																																					
	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が生じた場合 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理] 道路企画課 ← 西日本高速道路㈱ [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡道路㈱ [本四道路] 阪神高速道路 [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路]																																					
県 警 本 部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
92	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>但馬空港の管理者においては、県立但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、<u>豊岡市医師会</u>と「兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業所との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>但馬空港の管理者においては、県立但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」、医療救護活動については、<u>公立豊岡病院</u>と「兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「飛行場内事業所との協力協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
110 -111	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をすることとする。<u>医療機関、消防機関は</u>、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーターと連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第1節 救援・救護活動等の実施</p> <p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。<u>また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と</u>連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。</p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) 原因物質の特定</p> <p>① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。</p> <p>② 消防本部、警察署、医療機関、健康福祉事務所・市保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料(尿、血液等)と、想定される原因物質の情報を提供して、<u>県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。</u>また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。</p>	<p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等へ二次搬送の要請をすることとする。<u>また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</u></p> <p>3 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応</p> <p>(1) 原因物質の特定</p> <p>① 中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行うこととする。</p> <p>② 消防本部、警察署、医療機関、健康福祉事務所・市保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料(尿、血液等)と、想定される原因物質の情報を提供して、<u>県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。</u>ただし、<u>テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行うこととする。</u>また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>③ 災害拠点病院その他の医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送の要請をすることとする。<u>また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防</u></p>	

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
114	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 こころのケア対策の実施 第2 内容 1 被災者等のこころのケア対策 (1) <u>県(こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等)、神戸市等(神戸こころの健康センター、各保健所)</u>は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</p> <p>(2) <u>県及び神戸市</u>は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する(被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する)。</p> <p>(3) <u>県及び神戸市</u>は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。<u>(医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む)</u></p> <p>(4) <u>県(健康福祉事務所)</u>は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行</p>	<p><u>機関と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</u></p> <p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第3節 こころのケア対策の実施 第2 内容 1 被災者等のこころのケア対策 (1) 県は、<u>神戸市と連携し</u>、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</p> <p>(2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する(被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の可否を本庁が判断する)。</p> <p><u>(3) 県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT活動に対する後方支援を行うこととする。</u></p> <p><u>(4) 県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外DPATの派遣要請を行うこととする。</u></p> <p>(5) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム(DPAT)活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。</p> <p>(6) <u>県(健康福祉事務所)</u>は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p>うこととする。</p> <p>(5) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>4 児童、生徒のこころのケア</p>	<p>うこととする。</p> <p>(7) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</p> <p>4 児童生徒のこころのケア</p>	
118	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 雑踏事故の応急対応</p> <p>第2 内容</p> <p>2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応</p> <p>(1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状態を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 雑踏事故の応急対応</p> <p>第2 内容</p> <p>2 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応</p> <p>(1) 群衆の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状態を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群衆の分断、整理を行うこととする。</p>	関係機関からの意見に基づく修正
121	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 危険物等への対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 県、市町その他関係機関</p> <p>(3) 危険物等の特定</p> <p>① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。</p> <p>また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 危険物等への対策の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>3 県、市町その他関係機関</p> <p>(3) 危険物等の特定</p> <p>① 消防本部、県警察本部、海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。</p> <p>また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。</p>	所管課からの意見に基づく修正

頁	現 行	修 正 案	理 由																																								
8	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <table border="1" data-bbox="174 622 1059 1157"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉</td> <td>概ね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">試験研究の用に供 する原子炉施設 (50MW以下)</td> <td>熱出力≤1kW</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>1kW< " ≤100kW</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>100kW< " ≤10MW</td> <td>約500m</td> </tr> <tr> <td>10MW< " ≤50MW</td> <td>約1500m</td> </tr> <tr> <td>特殊な施設条件等を有する施設</td> <td>※2参照</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加工施設及び臨界 飛以上の核燃料物 質を使用する使用 施設</td> <td>核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定性状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設</td> <td>約500m</td> </tr> <tr> <td>それ以外の施設</td> <td>約50m</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	重点区域の目安 (半径)	実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)	試験研究の用に供 する原子炉施設 (50MW以下)	熱出力≤1kW	約50m	1kW< " ≤100kW	約100m	100kW< " ≤10MW	約500m	10MW< " ≤50MW	約1500m	特殊な施設条件等を有する施設	※2参照	加工施設及び臨界 飛以上の核燃料物 質を使用する使用 施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定性状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約500m	それ以外の施設	約50m	<p>第1編 総則</p> <p>第3節 兵庫県に係る原子力施設等の現状</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 原子力施設</p> <p>(1) 兵庫県周辺の原子力施設の立地状況</p> <table border="1" data-bbox="1059 622 1937 970"> <thead> <tr> <th>施設の種類</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用発電用原子炉</td> <td>概ね5km 又は30km (※1参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">試験研究用等原子 炉施設</td> <td>10MW<熱出力≤100MW</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>2MW<熱出力≤10MW</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>熱出力≤2MW</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウラン加工施設</td> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq以上</td> <td>5km</td> </tr> <tr> <td>ウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>1km</td> </tr> <tr> <td>敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満</td> <td>500m</td> </tr> <tr> <td>濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	重点区域の目安 (半径)	実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)	試験研究用等原子 炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km	2MW<熱出力≤10MW	500m	熱出力≤2MW	二	ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m	濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満	二	<p>原子力災害対策指針の改正に基づく修正</p>
施設の種類	重点区域の目安 (半径)																																										
実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)																																										
試験研究の用に供 する原子炉施設 (50MW以下)	熱出力≤1kW	約50m																																									
	1kW< " ≤100kW	約100m																																									
	100kW< " ≤10MW	約500m																																									
	10MW< " ≤50MW	約1500m																																									
	特殊な施設条件等を有する施設	※2参照																																									
加工施設及び臨界 飛以上の核燃料物 質を使用する使用 施設	核燃料物質 (質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。) を臨界量以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの ・不定形状 (溶液状、粉末状、気体状)、不定性状 (物理的・化学的工工程) で取り扱う施設 ・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設 ・プルトニウムを取り扱う施設	約500m																																									
	それ以外の施設	約50m																																									
	施設の種類	重点区域の目安 (半径)																																									
実用発電用原子炉	概ね5km 又は30km (※1参照)																																										
試験研究用等原子 炉施設	10MW<熱出力≤100MW	5km																																									
	2MW<熱出力≤10MW	500m																																									
	熱出力≤2MW	二																																									
ウラン加工施設	ウラン235の取扱量が0.08TBq以上	5km																																									
	ウラン235の取扱量が0.08TBq未満	1km																																									
	敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満	500m																																									
	濃縮又は再転換のみを行う加工施設であってウラン235の取扱量が0.08TBq未満	二																																									

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																										
	<p>※1 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="176 347 1050 683"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>概ね5km</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</td> </tr> <tr> <td>緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)</td> <td>概ね30km</td> <td>確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」「ふげん」の重点区域については、実用発電用原子炉と同様とする。</p> <p>○ 兵庫県周辺における原子炉施設の立地状況 (平成 28 年 3 月現在)</p> <table border="1" data-bbox="183 943 1043 1150"> <thead> <tr> <th>設置者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>炉型</th> <th>電気出力 (万kW)</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>福井県敦賀市</td> <td>FBR</td> <td>28.0</td> <td>30km</td> <td>約87km</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)</td> <td>福井県敦賀市</td> <td>ATR</td> <td>16.5 (廃止措置中)</td> <td>30km</td> <td>約90km</td> </tr> </tbody> </table>	区域	重点区域の目安 (半径)	定義	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域	設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市	ATR	16.5 (廃止措置中)	30km	約90km	<p>※1 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域</p> <table border="1" data-bbox="1064 347 1926 711"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>重点区域の目安 (半径)</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)</td> <td>概ね5km</td> <td>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</td> </tr> <tr> <td>緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)</td> <td>概ね30km</td> <td>確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、実用発電用原子炉と同様とする。</p> <p>○ 兵庫県周辺における原子炉施設の立地状況 (平成 29 年 4 月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1070 943 1919 1150"> <thead> <tr> <th>設置者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>炉型</th> <th>電気出力 (万kW)</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td>福井県敦賀市</td> <td>FBR</td> <td>28.0</td> <td>30km</td> <td>約87km</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)</td> <td>福井県敦賀市</td> <td>ATR</td> <td>16.5 (廃止措置中)</td> <td>5km</td> <td>約90km</td> </tr> </tbody> </table>	区域	重点区域の目安 (半径)	定義	予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域	緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域	設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市	ATR	16.5 (廃止措置中)	5km	約90km	<p>原子力災害対策指針の改正に基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針の改正に基づく修正</p>
区域	重点区域の目安 (半径)	定義																																																											
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域																																																											
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域																																																											
設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離																																																							
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km																																																							
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市	ATR	16.5 (廃止措置中)	30km	約90km																																																							
区域	重点区域の目安 (半径)	定義																																																											
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)	概ね5km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、施設の状況に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域																																																											
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)	概ね30km	確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、施設の状況、空間放射線量率に基づき、緊急時防護措置を準備する区域																																																											
設置者名	施設名	所在地	炉型	電気出力 (万kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離																																																							
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km																																																							
	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市	ATR	16.5 (廃止措置中)	5km	約90km																																																							

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																		
9	<p>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置 (平成 28 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>炉 型</th> <th>熱出力 (kW)</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿大学</td> <td>UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)</td> <td>大阪府東大阪市小若江</td> <td>濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型</td> <td>1W</td> <td>50m</td> <td>約15km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">京都大学</td> <td>KUR (京都大学研究用原子炉)</td> <td rowspan="2">大阪府泉南郡熊取町</td> <td>濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型</td> <td>5,000</td> <td>500m</td> <td rowspan="2">約30km</td> </tr> <tr> <td>KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)</td> <td>濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)</td> <td>0.1 短時間最大 1</td> <td>50m</td> </tr> </tbody> </table>	設置者名	施設名	所在地	炉 型	熱出力 (kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離	近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1W	50m	約15km	京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km	KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)	濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1 短時間最大 1	50m	<p>○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置 (平成 29 年 4 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置者名</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>炉 型</th> <th>熱出力 (kW)</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿大学</td> <td>UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)</td> <td>大阪府東大阪市小若江</td> <td>濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型</td> <td>1W</td> <td>二</td> <td>約15km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">京都大学</td> <td>KUR (京都大学研究用原子炉)</td> <td rowspan="2">大阪府泉南郡熊取町</td> <td>濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型</td> <td>5,000</td> <td>500m</td> <td rowspan="2">約30km</td> </tr> <tr> <td>KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)</td> <td>濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)</td> <td>0.1 短時間最大 1</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	設置者名	施設名	所在地	炉 型	熱出力 (kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離	近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1W	二	約15km	京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km	KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)	濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1 短時間最大 1	二	<p>原子力災害対策指針の改正に基づく修正</p>
	設置者名	施設名	所在地	炉 型	熱出力 (kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離																																														
	近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1W	50m	約15km																																														
	京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km																																														
KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)		濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)		0.1 短時間最大 1	50m																																																
設置者名	施設名	所在地	炉 型	熱出力 (kW)	重点区域 (半径)	県境からの距離																																															
近畿大学	UTR-KINKI (近畿大学研究用原子炉)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1W	二	約15km																																															
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km																																															
	KUCA (京都大学臨界集集体実験装置)		濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1 短時間最大 1	二																																																
<p>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設 (平成 28 年 3 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>濃縮度</th> <th>年間最大処理能力</th> <th>処理方法</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子燃料工業(株) 熊取事業所</td> <td>大阪府泉南郡熊取町</td> <td>5%以下</td> <td>284tU</td> <td>棒状加工 (PWR用)</td> <td>500m</td> <td>約30km</td> </tr> <tr> <td>(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター</td> <td>岡山県苫田郡鏡野町</td> <td>5%以下</td> <td>100tSWU</td> <td>ウラン濃縮</td> <td>500m</td> <td>約42km</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境からの距離	原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	5%以下	284tU	棒状加工 (PWR用)	500m	約30km	(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	5%以下	100tSWU	ウラン濃縮	500m	約42km	<p>○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設 (平成 29 年 4 月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>濃縮度</th> <th>年間最大処理能力</th> <th>処理方法</th> <th>重点区域 (半径)</th> <th>県境からの距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子燃料工業(株) 熊取事業所</td> <td>大阪府泉南郡熊取町</td> <td>5%以下</td> <td>284tU</td> <td>棒状加工 (PWR用)</td> <td>500m</td> <td>約30km</td> </tr> <tr> <td>(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター</td> <td>岡山県苫田郡鏡野町</td> <td>5%以下</td> <td>100tSWU</td> <td>ウラン濃縮</td> <td>二</td> <td>約42km</td> </tr> </tbody> </table>	事業所名	所在地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境からの距離	原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	5%以下	284tU	棒状加工 (PWR用)	500m	約30km	(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	5%以下	100tSWU	ウラン濃縮	二	約42km	<p>原子力災害対策指針の改正に基づく修正</p>									
事業所名	所在地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境からの距離																																															
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	5%以下	284tU	棒状加工 (PWR用)	500m	約30km																																															
(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	5%以下	100tSWU	ウラン濃縮	500m	約42km																																															
事業所名	所在地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域 (半径)	県境からの距離																																															
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	5%以下	284tU	棒状加工 (PWR用)	500m	約30km																																															
(独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	5%以下	100tSWU	ウラン濃縮	二	約42km																																															
<p>(2) (略) 2～4 (略)</p>	<p>(2) (略) 2～4 (略)</p>																																																				

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由																								
20	<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>〔参考：関西広域連合と民間事業者との協定〕</p> <table border="1" data-bbox="192 555 1050 699"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年12月2日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県バス協会</td> <td>広域避難時のバス等の提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供					<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>〔参考：関西広域連合と民間事業者との協定〕</p> <table border="1" data-bbox="1070 555 1919 699"> <thead> <tr> <th>協定締結日</th> <th>協定元</th> <th>協定先</th> <th>協定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年12月2日</td> <td>関西広域連合 近畿2府8県</td> <td>近畿2府8県バス協会</td> <td>広域避難時のバス等の提供</td> </tr> <tr> <td>平成28年8月28日</td> <td>関西広域連合</td> <td>日本青年会議所近畿地区協議会</td> <td>物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結日	協定元	協定先	協定内容	平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供	平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																								
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供																								
協定締結日	協定元	協定先	協定内容																								
平成27年12月2日	関西広域連合 近畿2府8県	近畿2府8県バス協会	広域避難時のバス等の提供																								
平成28年8月28日	関西広域連合	日本青年会議所近畿地区協議会	物的支援、被災地ボランティアセンターに対する人的支援等																								

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由				
23	<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略) 2 関係機関との通信手段</p> <table border="1" data-bbox="190 635 1048 694"> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (EM-Net)</td> <td>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	緊急情報ネットワークシステム (EM-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。	<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略) 2 関係機関との通信手段</p> <table border="1" data-bbox="1075 635 1933 694"> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</td> <td>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。	<p>所管課からの意見 に基づく修正</p>
緊急情報ネットワークシステム (EM-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。						
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した緊急情報等の一斉同報システムを運用し、国との情報伝達ルートを確認する。						

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第7節 県外からの避難者の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 想定される広域避難 県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 応急対策への備えの充実 第7節 県外からの避難者の受入れ体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 想定される広域避難 県及び市町は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)に基づき、福井県及び京都府からの避難者を受け入れることとする。市町ごとのマッチングは表のとおりである。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>字句修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由												
46	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="197 687 1057 1034"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策(支援)本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td> 1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部 3～5 (略) </td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部 3～5 (略)	1 (略)	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第1節 組織の設置</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 1 県の組織 (1) 兵庫県災害対策本部及び兵庫県災害対策地方本部 ① 組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="1084 687 1935 1034"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県災害対策(支援)本部</th> <th>兵庫県災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td> 1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3～5 (略) </td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部	その他	1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3～5 (略)	1 (略)	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部													
その他	1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部 3～5 (略)	1 (略)													
名 称	兵庫県災害対策(支援)本部	兵庫県災害対策地方本部													
その他	1 (略) 2 本部長は、災害予防(被害の拡大防止)及び災害応急対策等に係る情報連絡及び助言のため、必要に応じて、本部会議に参与として、防災関係機関の職員等の出席を求めるとする。参与の出席を求める防災関係機関として、あらかじめ定めるものは次のとおりとする。 神戸地方気象台、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第五管区海上保安本部、関西電力、大阪ガス、西日本電信電話、日本赤十字社兵庫県支部、ヤマト運輸(株)関西支社 3～5 (略)	1 (略)													

頁	現 行	修 正 案	理 由																		
56	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員、<u>災害待機宿舎入居者</u>、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(1) 本庁の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局・災害対策局のあらかじめ定めた職員、<u>業務要員</u>、局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</td> <td>所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制		② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</td> <td>所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制		② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき	
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																			
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																			
	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																				
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																			
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																			
	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																				
57	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき</p>	<p>(2) 地方機関の動員体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 災害対策地方本部が設置されたとき</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</td> <td>所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制		② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>災 害 の 状 況</th> <th>配 備 体 制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号配備</td> <td>① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき</td> <td>所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		災 害 の 状 況	配 備 体 制	第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制		② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき		
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																			
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																			
	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																				
	災 害 の 状 況	配 備 体 制																			
第1号配備	① 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき	所属人員のうちからあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制																			
	② 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備えるため必要があると認められるとき																				

頁	現 行	修 正 案	理 由																
61	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～3 (略) 4 支援要請 ○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1" data-bbox="190 726 1052 909"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～3 (略) 4 支援要請 ○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1" data-bbox="1075 726 1937 909"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支援要請系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>物資のあっせん</td> <td>関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>食料の調達・あっせん</td> <td>農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支援要請系統	災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
部	要請事項	支援要請系統																	
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町																	
	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町																	
部	要請事項	支援要請系統																	
災害対策本部 事務局	物資のあっせん	関係団体 ← 工業振興課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 近畿経済産業局 ← 市町																	
	食料の調達・あっせん	農林水産省生産局 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ↑ 協定業者 ← 消費流通課 ← 市町																	

頁	現 行	修 正 案	理 由
64	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>307台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信統制の実施</p> <p>ア 通信統制権者</p> <p>防災情報室長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</p> <p>通信統制が重複する場合には、<u>防災情報室長</u>の通信統制を優先することとする。</p> <p>イ 通信の優先順位</p> <p>e その他<u>防災情報室長</u>が必要と認めたもの</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 フェニックス防災システム</p> <p>(1) フェニックス防災端末設置数</p> <p>306台 (本庁関係課室、各県民局・県民センター、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、ライフライン事業者等)</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 衛星系 (兵庫衛星通信ネットワーク)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 通信統制の実施</p> <p>ア 通信統制権者</p> <p>災害対策課長及び河川整備課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。</p> <p>通信統制が重複する場合には、<u>災害対策課長</u>の通信統制を優先することとする。</p> <p>イ 通信の優先順位</p> <p>e その他<u>災害対策課長</u>が必要と認めたもの</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>
65	<p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>衛星ホットライン</u>の設定</p> <p>県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行うこ</p>	<p>④ (略)</p> <p>(削除)</p>	

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
	<p><u>ととする。</u></p> <p>⑥ 優先回線の確保 ⑦ 平面可搬局の出動 ⑧ 緊急時の対応</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>⑤ 優先回線の確保 ⑥ 平面可搬局の出動 ⑦ 緊急時の対応</p> <p>3～6 (略)</p>	

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
69	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 消防本部</p> <p>(1) 大規模災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 広域消防相互応援協定に基づく応援 <u>(消防組織法第39条)</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
75	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) (略) (2) 広報の方法 ①～② (略) ③ 市町防災行政無線の活用</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第1節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 基本方針 (1) (略) (2) 広報の方法 ①～② (略) ③ 市町防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む)</u> の活用</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由																		
81	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施 市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第3節 屋内退避等の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略)</p> <p>3 避難・一時移転の実施 市町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。 <u>また、自然災害を原因とする緊急の避難が必要になった場合、住宅等の倒壊により屋内退避が困難な状況が生じるおそれがある場合には、市町長は当該地域の住民に対し、避難指示を行うこととする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>																		
82	<p>【OILによる避難・一時移転の判断基準】</p> <table border="1" data-bbox="203 1038 1061 1310"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>防護措置</th> <th>防護措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量が500μSv/h)</td> <td>避難</td> <td>空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。</td> </tr> <tr> <td>OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20μSv/h)</td> <td>一時移転</td> <td>緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～7 (略)</p>	基準	防護措置	防護措置の内容	OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。	OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。	<p>【OILによる避難・一時移転の判断基準】</p> <table border="1" data-bbox="1084 1038 1939 1310"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>防護措置</th> <th>防護措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500μSv/h)</td> <td>避難</td> <td>空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。</td> </tr> <tr> <td>OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20μSv/h)</td> <td>一時移転</td> <td>緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～7 (略)</p>	基準	防護措置	防護措置の内容	OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。	OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p> <p>字句改行修正</p>
基準	防護措置	防護措置の内容																			
OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。																			
OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。																			
基準	防護措置	防護措置の内容																			
OIL1 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率が500 μ Sv/h)	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施。																			
OIL2 (初期設定値:地上1mで計測した場合の空間放射線量率20 μ Sv/h)	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間当該地域から離れるため実施するもの。1日内を目途に区域を特定し、一週間程度内に実施。																			

頁	現 行	修 正 案	理 由																																																
91	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 地域生産物の摂取制限等</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>第1 (略) 第2 (略) 1 地域生産物の摂取制限等</p>	字句修正																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類		基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20μSV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> <td>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																																
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																																																
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																																																
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要																																																
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ SV (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																																																
92	<p>2 (略) 3 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th colspan="3">初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">OIL6</td> <td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td> <td>核種</td> <td>飲料水、牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td rowspan="5">1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～7 (略)</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	<p>2 (略) 3 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th colspan="3">初期設定値</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">OIL6</td> <td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td> <td>核種</td> <td>飲料水、牛乳・乳製品</td> <td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td rowspan="5">1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～7 (略)</p>	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	字句修正
基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要																																														
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施																																														
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg																																															
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																																															
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																																															
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																																															
基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要																																														
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施																																														
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg																																															
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																																															
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																																															
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																																															

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
94	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第8節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営 (1) (略) (2) 避難所における受入れ</p> <div data-bbox="203 735 1057 930" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住所(地区名)、氏名、避難所名、要援護者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退城時検査の有無(UPZ圏住民のみ)*等) ※ UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国(避難元府県)が発行する通過証等で、避難退城時検査を受けているかどうかの確認を行う。 PAZ圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏内住民かどうかを確認する。</p> </div> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第8節 県外からの避難者の受入れ</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営 (1) (略) (2) 避難所における受入れ</p> <div data-bbox="1088 735 1942 930" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住所(地区名)、氏名、避難所名、要援護者かどうかの確認、家族の避難状況、避難退城時検査の有無(UPZ圏住民のみ)*等 ※ UPZ圏からの避難者の受入れを行う場合、避難所等において、国(避難元府県)が発行する通過証等で、避難退城時検査を受けているかどうかの確認を行う。 PAZ圏住民は通過証等を携行していないため、避難予定者名簿に基づき、当該避難者がPAZ圏内住民かどうかを確認する。</p> </div> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>理由</p> <p>字句修正</p>

頁	現 行	修 正 案	理 由
98	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第9節 消化・救急救助活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略) 2 現場での対応 (1) (略) (2) 消防本部の措置 ①～③ (略) ④ 放射線管理の実施 隊員に個人線量計を携帯させ、放射線管理を実施することとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な応急活動の展開 第9節 消化・救急救助活動の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容 1 (略) 2 現場での対応 (1) (略) (2) 消防本部の措置 ①～③ (略) ④ <u>被ばく管理の実施</u> <u>放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を</u> 携帯させ、放射線管理を実施することとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>

原子力等防災計画

頁	現 行			修 正 案			理 由																				
98	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>設定の基準</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 284 421 491"> 消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限 </td> <td data-bbox="427 284 757 491"> ・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 </td> <td data-bbox="763 284 1070 491"> ・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 496 421 667"> 準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一時トリージ場所の確保 </td> <td data-bbox="427 496 757 667"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 </td> <td data-bbox="763 496 1070 667"> ・準危険区域へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 671 421 970"> 放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置 </td> <td data-bbox="427 671 757 970"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 </td> <td data-bbox="763 671 1070 970"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・個人線量計を装備 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	目 的	設定の基準	留意点	消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限	・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲	・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施	準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一時トリージ場所の確保	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定	・準危険区域へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施	放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域	・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・個人線量計を装備 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目 的</th> <th>設定の基準</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 284 1305 491"> 消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置 </td> <td data-bbox="1312 284 1641 491"> ・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲 </td> <td data-bbox="1648 284 1955 491"> ・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 496 1305 730"> 準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一次トリージ場所の確保 </td> <td data-bbox="1312 496 1641 730"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度 </td> <td data-bbox="1648 496 1955 730"> ・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 735 1305 1002"> 放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 </td> <td data-bbox="1312 735 1641 1002"> ・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域 </td> <td data-bbox="1648 735 1955 1002"> ・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	目 的	設定の基準	留意点	消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置	・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲	・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施	準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一次トリージ場所の確保	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度	・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施	放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域	・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>
目 的	設定の基準	留意点																									
消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限	・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲	・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施																									
準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一時トリージ場所の確保	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定	・準危険区域へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施																									
放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域	・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・個人線量計を装備 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施																									
目 的	設定の基準	留意点																									
消防警戒区域 ・消防活動エリアの確保 ・住民等の立入制限 ・前進指揮所、現場指揮本部の設置 ・救護所、2次トリージ場所の設置	・放射線のレベル、放射性物質の汚染に関する事業者又は専門家の意見を考慮設定 ・進入統制ラインの外側に設定 ※輸送事故の場合は暫定的に輸送物から100mの範囲	・原則、検出活動の結果を待つことなく、十分広い区域を設定 ・警戒テープや標識で表示 ・区域が事業所境界を越える場合、市町と連携して周辺住民の迅速な避難・退避を実施																									
準危険区域 ・汚染検査所、除染所、一次トリージ場所の確保	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・現場に関係者がいない場合、汚染範囲を管理できる位置に設定 ・除染区域はバックグラウンドレベルと同程度	・準危険区域外へ汚染を拡大させない ・除染の際は、汚染、負傷の程度等を勘案しトリージを実施 ・汚染物は容器や袋に収納 ・区域設定後は、準危険区域の位置で進入統制を実施																									
放射線危険区域 ・不要な被ばくと汚染拡大の防止	・関係者の情報を得て協議のうえ設定 ・関係者がいない場合、以下の条件を考慮し設定 ① 0.1mSv/h以上の放射線が検出される区域 ② 火災等発生時に放射性物質の飛散が認められ又は予想される区域 ③ 煙、流水等で汚染が認められ又は予想される区域	・後刻に範囲が拡大されないよう、汚染のおそれを考慮して広く設定 ・ロープ及び標識等により範囲を明示 ・必要に応じ放射線防護服を着用 ・区域が事業所境界線を越える場合、市町と連携して周辺住民等の迅速な避難・退避を実施																									
99	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 その他 消火活動の詳細については、消防庁の「原子力施設等における消防活動対策マニュアル(平成13年3月、地震対策編平成20年2月)」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック(平成20年2月一部改訂)」、「スタート!R1119消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」に基づき、各消防本部で定めることとする。</p>	<p>⑥～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 その他 消火活動の詳細については、消防庁の「原子力施設等における消防活動対策マニュアル(平成26年3月)」、「スタート!R1119消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識」に基づき、各消防本部で定めることとする。</p>	<p>関係機関からの意見に基づく修正</p>																								

頁	現 行	修 正 案	理 由
104	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 環境放射線等モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 趣旨 災害後に実施する環境放射線モニタリングについて定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線モニタリングの実施 県は、事故収束後も環境放射線モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。 県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常時における環境放射線モニタリングに移行することとする。</p> <p>2 結果の公表 県その他関係機関は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表することとする。</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 環境放射線等モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>第1 趣旨 災害後に実施する環境放射線等モニタリングについて定める。</p> <p>第2 内容</p> <p>1 復旧に向けた環境放射線等モニタリングの実施 県は、事故収束後も環境放射線等モニタリングにより放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握することとする。 県は、放射線量が規制基準を下回り、上昇するおそれがないと認められるときは、国の指示等により平常時における環境放射線等モニタリングに移行することとする。</p> <p>2 結果の公表 県その他関係機関は、環境放射線等モニタリングの結果を速やかに公表することとする。</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
105	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 各種制限措置の解除</p> <p>〔実施機関：<u>県企画県民部</u>、<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県産業労働部観光監</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p>第1～第2（略）</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 各種制限措置の解除</p> <p>〔実施機関：<u>県産業労働部産業振興局</u>、<u>県産業労働部国際局</u>、<u>県産業労働部観光監</u>、<u>県農政環境部農政企画局</u>、<u>県農政環境部農林水産局</u>〕</p> <p>第1～第2（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

原子力等防災計画

頁	現 行	修 正 案	理 由
106	<p>第4編 災害復旧計画 第4節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>〔実施機関：県企画県民部、県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局〕</p> <p>第1～第2（略）</p>	<p>第4編 災害復旧計画 第4節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>〔実施機関：県産業労働部産業振興局、県産業労働部国際局、県産業労働部観光監、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局〕</p> <p>第1～第2（略）</p>	<p>所管課からの意見に基づく修正</p>

